

世田谷区公報

目次

条 例

○世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例（１）……………	3	部を改正する条例（22）……………	30	する条例の一部を改正する条例（51）……………	45
○世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例の一部を改正する条例（２）……………	9	○職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（23）……………	30	○世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例（52）……………	46
○世田谷区立区民斎場条例の一部を改正する条例（３）……………	9	○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（24）……………	32	○世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例（53）……………	46
○世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（４）……………	11	○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（25）……………	32	○世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（54）……………	46
○世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（５）……………	11	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（26）……………	32	○世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（55）……………	46
○世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（６）……………	11	○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（27）……………	33	○世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する条例（56）……………	46
○世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（７）……………	11	○幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（28）……………	33	○世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例（57）……………	46
○世田谷区農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（８）……………	11	○世田谷区行政財産使用料条例の一部を改正する条例（29）……………	33	○世田谷区子どもの権利委員会条例（58）……………	50
○選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（９）……………	11	○世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例（30）……………	33	○世田谷区子ども・若者・子育て会議条例（59）……………	50
○世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（10）……………	11	○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例（31）……………	33	○世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例の一部を改正する条例（60）……………	51
○世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（11）……………	11	○世田谷区立敬老会館条例の一部を改正する条例（32）……………	33	○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（61）……………	51
○世田谷区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の一部を改正する条例（12）……………	11	○世田谷区立ひだまり友遊会館条例の一部を改正する条例（33）……………	33	○世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例（62）……………	51
○世田谷区選挙管理委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例（13）……………	12	○世田谷区立健康増進・交流施設条例の一部を改正する条例（34）……………	34	○世田谷区建築審査会条例の一部を改正する条例（63）……………	51
○世田谷区監査委員の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例（14）……………	12	○世田谷区立世田谷美術館条例の一部を改正する条例（35）……………	35	○世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例（64）……………	51
○世田谷区農業委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例（15）……………	12	○世田谷区立世田谷文学館条例の一部を改正する条例（36）……………	35	○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（65）……………	51
○世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例（16）……………	12	○世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例（37）……………	35	○世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例（66）……………	52
○世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（17）……………	13	○世田谷区立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（38）……………	36	○世田谷区立公園条例の一部を改正する条例（67）……………	52
○世田谷区手数料条例の一部を改正する条例（18）……………	13	○世田谷区犯罪被害者等支援条例（39）……………	36	○世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例（68）……………	53
○世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例（19）……………	30	○世田谷区犯罪被害者等支援等基金条例（40）……………	37	○世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例（69）……………	53
○世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例（20）……………	30	○世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例（41）……………	37	○世田谷区立ミニＳＬ条例の一部を改正する条例（70）……………	54
○職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（21）……………	30	○世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例（42）……………	38	○世田谷区公共物管理条例の一部を改正する条例（71）……………	54
○職員の退職手当に関する条例の一		○世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例（43）……………	40	○世田谷区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（72）……………	54
		○世田谷区立総合運動場条例の一部を改正する条例（44）……………	42	○世田谷区自転車条例の一部を改正する条例（73）……………	55
		○世田谷区立千歳温水プール条例の一部を改正する条例（45）……………	43	○世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正する条例（74）……………	57
		○世田谷区立地域体育館・地区体育室条例の一部を改正する条例（46）……………	43	○世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例（75）……………	57
		○世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例（47）……………	44	○世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例（76）……………	57
		○世田谷区立区民農園条例の一部を改正する条例（48）……………	45	○世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例（77）……………	57
		○世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例（49）……………	45	規 則	
		○世田谷区立保健センター条例の一部を改正する条例（50）……………	45	○世田谷区立区民斎場条例施行規則の一部を改正する規則（12）……………	58
		○世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正			

○世田谷区立駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（13）……………58 ○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（14）……………58 ○会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（15）……………59 ○職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（16）…60 ○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（17）……………60 ○職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（18）……………60 ○職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（19）……………60 ○世田谷区立世田谷美術館条例施行規則の一部を改正する規則（20）……………60 ○世田谷区立世田谷文学館条例施行規則の一部を改正する規則（21）……………61 ○世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例施行規則の一部を改正する規則（22）……………61 ○世田谷区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則（23）……………61 ○世田谷区立総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則（24）……………63 ○世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則（25）……………63 ○世田谷区立保健センター条例施行規則の一部を改正する規則（26）……………63 ○世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（27）……………64 ○世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（28）……………64 ○世田谷区子ども条例施行規則の一部を改正する規則（29）……………64 ○世田谷区子どもの権利委員会条例施行規則（30）……………64 ○世田谷区子ども・若者・子育て会議条例施行規則（31）……………65 ○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（32）……………65 ○世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（33）…65 ○世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則（34）……………65 ○世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則（35）……………66 ○世田谷区立ミニS L 条例施行規則の一部を改正する規則（36）……………67 ○世田谷区自転車条例施行規則の一部を改正する規則（37）……………67 訓 令 甲 ○職員の旅費支給規程の一部改正（4）……………68 ○職員の寒冷地手当に関する規程の一部改正（5）……………68	条 例 次に掲げる条例を公布する。 令和7年3月5日 世田谷区長 保 坂 展 人 世田谷区条例第1号 世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第2号 世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第3号 世田谷区立区民斎場条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第4号 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第5号 世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第6号 世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第7号 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第8号 世田谷区農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第9号 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第10号 世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第11号 世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第12号 世田谷区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第13号 世田谷区選挙管理委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第14号 世田谷区監査委員の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第15号 世田谷区農業委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第16号 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第17号 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第18号 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例	例 世田谷区条例第19号 世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第20号 世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第21号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第22号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第23号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第24号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第25号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第26号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第27号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 世田谷区条例第28号 幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 世田谷区条例第29号 世田谷区行政財産使用料条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第30号 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第31号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第32号 世田谷区立敬老会館条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第33号 世田谷区立ひだまり友遊会館条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第34号 世田谷区立健康増進・交流施設条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第35号 世田谷区立世田谷美術館条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第36号 世田谷区立世田谷文学館条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第37号 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第38号 世田谷区立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第39号 世田谷区犯罪被害者等支援条例 世田谷区条例第40号
--	---	---

世 田 谷 区 公 報

令和 7 年 3 月 31 日（臨時号）

世田谷区犯罪被害者等支援等基金条例 世田谷区条例第41号 世田谷区立区民健康村条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第42号 世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例 世田谷区条例第43号 世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第44号 世田谷区立総合運動場条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第45号 世田谷区立千歳温水プール条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第46号 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第47号 世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第48号 世田谷区立区民農園条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第49号 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第50号 世田谷区立保健センター条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第51号 世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第52号 世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第53号 世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例	世田谷区条例第54号 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第55号 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第56号 世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第57号 世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例 世田谷区条例第58号 世田谷区子どもの権利委員会条例 世田谷区条例第59号 世田谷区子ども・若者・子育て会議条例 世田谷区条例第60号 世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第61号 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第62号 世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第63号 世田谷区建築審査会条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第64号 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第65号 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第66号 世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第67号	世田谷区立公園条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第68号 世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第69号 世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第70号 世田谷区立ミニ S L 条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第71号 世田谷区公共物管理条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第72号 世田谷区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第73号 世田谷区自転車条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第74号 世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第75号 世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第76号 世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第77号 世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例
世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例 世田谷区立地区会館条例（昭和54年 9 月世田谷区条例第47号）の一部を次のように改正する。 別表第 1 の 5 の部世田谷区立北烏山地区会館の項を削る。 別表第 3 の 1 の部から 4 の部までを次のように改める。		

1 世田谷地域

名 称	施設の種別	午 前	午後 A	午後 B	夕 方	夜 間
		午前 9 時から 正午まで	午後 0 時30分 から午後 2 時 30分まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 7 時 30分まで	午後 8 時から 午後10時まで
世田谷区立池尻地区 会館	第 1 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 2 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 4 会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第 5 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大広間				700円	700円
世田谷区立池尻区民 集会所	第 1 会議室	3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円
	第 2 会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
世田谷区立三宿地区 会館	第 1 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立三軒茶屋 区民集会所	第 1 会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	260円

世田谷区公報

世田谷区立丸山区民集会所	会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
世田谷区立若林区民集会所	会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
世田谷区立世田谷地区会館	第1会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
世田谷区立弦巻区民集会所	会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
世田谷区立経堂地区会館	第1会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第3会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立経堂地区会館別館	第1会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第3会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立経堂南地区会館	第1会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	第2会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立下馬区民集会所	第1会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第2会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
世田谷区立下馬地区会館	第1会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第3会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第4会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立下馬南地区会館	第1会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第2会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第3会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
世田谷区立野沢地区会館	第1会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第3会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
世田谷区立野沢区民集会所	第1会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第2会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
世田谷区立中里地区会館	会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立上馬地区会館	第1会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第3会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第4会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第5会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	第6会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	音楽室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円

世 田 谷 区 公 報

令和 7 年 3 月 31 日（臨時号）

2 北沢地域

名 称	施設の種別	午 前	午後 A	午後 B	夕 方	夜 間
		午前 9 時から 正午まで	午後 0 時30分 から午後 2 時 30分まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 7 時 30分まで	午後 8 時から 午後10時まで （世田谷区立 花見堂地区会 館の施設及び 世田谷区立守 山地区会館の 会議室にあっ ては、午後 8 時から午後 9 時30分まで）
世田谷区立花見堂地区会館	第 1 会議室	390円	260円	260円	260円	190円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	190円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	190円
	第 4 会議室	390円	260円	260円	260円	190円
	第 5 会議室	390円	260円	260円	260円	190円
	音楽室	390円	260円	260円	260円	190円
世田谷区立代田地区会館	会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
世田谷区立守山地区会館	第 1 会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	810円
	第 2 会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	810円
	第 3 会議室	1,050円	700円	700円	700円	520円
	第 4 会議室	1,050円	700円	700円	700円	520円
	多目的室				午後 6 時から午後 9 時までの 使用につき、6,240円	
世田谷区立梅丘地区会館	第 1 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立代沢東地区会館	第 1 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 2 会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立代沢地区会館	第 1 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 4 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立新代田区民集会所	音楽室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	体育室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
世田谷区立羽根木区民集会所	第 1 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立大原区民集会所	第 1 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立下北沢区民集会所	第 1 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 3 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円

世 田 谷 区 公 報

	第 4 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 5 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立北沢地区 会館	第 1 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 4 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 5 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立北沢南区 民集会所	第 1 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立北沢区民 集会所	第 1 会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立松原地区 会館	第 1 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立六所橋区 民集会所	第 1 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立松沢区民 集会所	会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	体育室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
世田谷区立桜上水南 地区会館	第 1 会継室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円

3 玉川地域

名 称	施設の種別	午 前	午後 A	午後 B	夕 方	夜 間
		午前 9 時から 正午まで	午後 0 時30分 から午後 2 時 30分まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 7 時 30分まで	午後 8 時から 午後10時まで
世田谷区立東玉川地 区会館	第 1 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 2 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立奥沢東地 区会館	第 1 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立九品仏地 区会館	第 1 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 2 会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	大会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
世田谷区立奥沢地区 会館	第 1 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立玉堤地区 会館	大会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立尾山台地 区会館	第 1 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円

世田谷区公報

令和7年3月31日（臨時号）

	音楽室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立等々力地区会館	小会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立上野毛区民集会所	第1会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第2会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
世田谷区立野毛区民集会所	第1会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立上野毛地区会館	第1会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立中町区民集会所	第1会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第3会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立用賀区民集会所	第1会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
世田谷区立用賀地区会館	第1会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	大広間				700円	700円
	和室				260円	260円
世田谷区立二子玉川地区会館	第1会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立二子玉川地区会館別館	会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
世田谷区立瀬田地区会館	第1会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立駒沢地区会館	第1会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立新町地区会館	大会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第3会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立桜新町区民集会所	大会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	第1会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立深沢地区会館	第1会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円

世 田 谷 区 公 報

4 砧地域

名 称	施設の種別	午 前	午後 A	午後 B	夕 方	夜 間
		午前 9 時から 正午まで	午後 0 時30分 から午後 2 時 30分まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 7 時 30分まで	午後 8 時から 午後10時まで
世田谷区立砧総合支 所区民集会所	第 1 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
	音楽室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立祖師谷地 区会館	第 1 会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立祖師谷区 民集会所	第 1 会議室	3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	音楽室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立千歳台地 区会館	第 1 会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				700円	700円
	和室				260円	260円
世田谷区立船橋地区 会館	第 1 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
世田谷区立希望丘区 民集会所	第 1 会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	音楽室	1,050円	700円	700円	700円	700円
世田谷区立喜多見東 地区会館	第 1 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 2 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 4 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
世田谷区立喜多見地 区会館	第 1 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	第 1 和室				260円	260円
	第 2 和室				260円	260円
世田谷区立宇奈根地 区会館	第 1 会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立鎌田地区 民集会所	第 1 会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第 2 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
世田谷区立岡本地区 会館	第 1 会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立山野地区 民集会所	第 1 会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円

世 田 谷 区 公 報

令和 7 年 3 月 31 日（臨時号）

世田谷区立大蔵地区 会館	第 1 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立砧地区会 館	会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	大広間				700円	700円
	和室				260円	260円
別表第 3 の 5 の部世田谷区立上北沢地区会館の項から世田谷区立寺町通り区民集会所の項までを次のように改める。						
世田谷区立上北沢地 区会館	第 1 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 2 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
世田谷区立八幡山区 民集会所	大会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	小会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立上祖師谷 一丁目区民集会所	大会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	小会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	会議室（和）	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立上祖師谷 地区会館	大会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	小会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大広間				700円	700円
	和室				260円	260円
世田谷区立給田地区 会館	第 1 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立南烏山区 民集会所	大会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	小会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	会議室（和）	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立寺町通り 区民集会所	第 1 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 3 会議室（和）	390円	260円	260円	260円	260円

別表第 3 の 5 の部世田谷区立北烏山地区会館の項を削る。

別表第 4 世田谷区立喜多見東地区会館の項中「100円」を「200円」に改める。

附 則

1 この条例中別表第 3 の 1 の部から 4 の部まで、同表 5 の部世田谷区立上北沢地区会館の項から世田谷区立寺町通り区民集会所の項まで及び別表第 4 世田谷区立喜多見東地区会館の項の改正規定並びに次項の規定は公布の日から、別表第 1 の 5 の部世田谷区立北烏山地区会館の項を削る改正規定及び別表第 3 の 5 の部世田谷区立北烏山地区会館の項を削る改正規定は規則で定める日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第 3 の 1 の部から 4 の部まで、同表 5 の部世田谷区立上北沢地区会館の項から世田谷区立寺町通り区民集会所の項まで及び別表第 4 の規定は、令和 7 年 10 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例の一部を改正する条例
世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例（平成 28 年 12 月世田谷区条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「30円」を「40円」に、「100,000円」を「130,000円」に改め、同条第 4 項の表を次のように改める。

品 目	金 額
コースメニュー	32,500円
パーティーメニュー	13,000円
ランチメニュー	6,500円
料理単品メニュー	3,900円
喫茶メニュー	2,600円
アルコールメニュー	19,500円

附 則

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の第 17 条第 2 項及び第 4 項の表の規定は、施行日以後に使用の申請及び提供の申込みをした者の令和 7 年 10 月 1 日以後の使用及び提供に

係る利用料金及び飲食料金（以下「利用料金等」という。）について適用し、施行日前に使用の申請及び提供の申込みをした者の使用及び提供に係る利用料金等並びに施行日以後に使用の申請及び提供の申込みをした者の令和 7 年 10 月 1 日前の使用及び提供に係る利用料金等については、なお従前の例による。

世田谷区立区民斎場条例の一部を改正する条例

第 1 条 世田谷区立区民斎場条例（平成 8 年 3 月世田谷区条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「葬儀」の次に「（葬儀当日にこれに付随して行われる法要その他の儀式を含む。以下同じ。）」を加える。

第 5 条各号列記以外の部分中「者（法人）」を「もの（第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号にあっては、法人）」に改め、同条第 3 号中「前 2 号」を「前各号」に、「第 14 条の規定により斎場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」に改め、同号を同条第 5 号と

に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費」に、「副区長」を「区長及び副区長」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第7条第3項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費」に、「副区長」を「区長及び副区長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年5月世田谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(通則)」を付する。

第2条に見出しとして「(報酬)」を付する。

第3条に見出しとして「(報酬の不支給)」を付する。

第4条の前に見出しとして「(報酬の支給方法)」を付する。

第6条に見出しとして「(費用弁償)」を付し、同条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費」に、「副区長」を「区長及び副区長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区監査委員の給与等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費」に、「副区長」を「区長及び副区長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

世田谷区農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費」に、「副区長」を「区長及び副区長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年3月世田谷区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費」に改め、同項後段中「第15条第2号及び第3号」を「第6条第7項、第15条第2号、第24条及び第25条第1項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

区分	支給額
宿泊手当（1夜につき）	2,400円
宿泊費（1夜につき）	27,000円

備考 この表における旅費の支給については、旅費条例第6条第6項から第8

項まで及び第25条第2項の規定を準用する。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第2項及び別表第2の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費」に改め、同項後段中「第15条第2号及び第3号」を「第6条第7項、第15条第2号、第24条及び第25条第1項」に改め、同条第3項中「車賃及び宿泊料」を「その他の交通費及び宿泊費」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	支給額
宿泊手当（1夜につき）	2,400円
宿泊費（1夜につき）	27,000円

備考 この表における旅費の支給については、旅費条例第6条第6項から第8項まで及び第25条第2項の規定を準用する。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

世田谷区議会の調査及び公聴会に出席する者の費用弁償条例の一部を改正する条例

世田谷区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例（昭和24年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（通則）」を付する。

第2条の前に見出しとして「（費用弁償）」を付し、同条第1項中「費用弁償として旅費」を「その出頭に要した費用の弁償として、旅費」に改め、同条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費」に改め、「日当を7,000円、その他については」を削り、「昭和26年10月条例第12号」を「昭和26年10月世田谷区条例第12号」に、「とし、支給方法」を「に相当する額とし、その支給方法」に改め、同項ただし書を削る。

第4条に見出しとして「（委任）」を付する。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の第2条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する出頭のための旅行について適用し、同日前に出発する出頭のための旅行については、なお従前の例による。

世田谷区選挙管理委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例

世田谷区選挙管理委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例（昭和28年8月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（通則）」を付する。

第2条の前に見出しとして「（費用弁償）」を付し、同条第1項中「前条」の次に「の規定」を、「対しては」の次に「、その出頭に要した費用の弁償として」を加え、同条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費」に改め、「日当を7,000円、その他については」を削り、「とし、支給方法」を「に相当する額とし、その支給方法」に改め、同項ただし書を削る。

第4条に見出しとして「（委任）」を付する。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の第2条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する出頭のための旅行について適用し、同日前に出発する出頭のための旅行については、なお従前の例による。

世田谷区監査委員の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例

世田谷区監査委員の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例（昭和31年10月世田谷区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。
2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費の7種とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号）に定める額に相当する額とし、その支給方法は、区職員の例による。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の第2条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する出頭のための旅行について適用し、同日前に出発する出頭のための旅行については、なお従前の例による。

世田谷区農業委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例

世田谷区農業委員会の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例（昭和31年10月世田谷区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。
2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費の7種とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号）に定める額に相当する額とし、その支給方法は、区職員の例による。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の第2条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する出頭のための旅行について適用し、同日前に出発する出頭のための旅行については、なお従前の例による。

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「別表第5」を「別表第

4」に改め、同項の表を次のように改める。

第6条第7項、第15条第2号、第24条及び第25条第1項	別表第2	世田谷区長等の給料等に関する条例別表第3
第6条第7項及び第35条第1項	別表第3	世田谷区長等の給料等に関する条例別表第4

第3条に次の1項を加える。
3 第1項の規定にかかわらず、転居費については、赴任に伴い扶養親族の移転を要する場合に限り、支給するものとする。

別表第2鉄道賃及び船賃（近接地内の旅行に係る鉄道賃等を除く。）並びに外国旅行の航空賃の部船賃の款外国旅行の項を次のように改める。

外国旅行	次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の合計額の範囲内の実費額 1 乗船に要する旅客運賃（その等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の旅客運賃（最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する場合は、その内の最上級の旅客運賃）） 2 前号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第33条第3号に規定する旅客運賃及び同条第4号に規定する寝台料金
------	--

別表第2鉄道賃及び船賃（近接地内の旅行に係る鉄道賃等を除く。）並びに外国旅行の航空賃の部外国旅行の航空賃の款中「第34条第1項第3号に規定する旅客運賃」を「第34条第1項第3号に規定する運賃」に改める。

別表第3を次のように改める。
別表第3（第3条関係）
内国旅行の宿泊手当及び宿泊費

区分	支給額
宿泊手当（1夜につき）	2,400円
宿泊費（1夜につき）	27,000円

備考 この表における旅費の支給については、旅費条例第6条第6項から第8項まで及び第25条第2項の規定を準用する。

別表第4及び別表第5を削り、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第3条関係）
外国旅行の宿泊手当及び宿泊費

区分	支給額							
	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	その他の地域
宿泊手当（1夜につき）	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円

宿泊費（1夜につき）	52,000円	44,000円	65,000円	52,000円	54,000円	47,000円	52,000円	23,000円	
備考 この表における旅費の支給については、旅費条例第6条第6項から第8項まで、第25条第2項及び別表第3備考の規定を準用する。									
附 則 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の第3条第2項及び第3項並びに別表第2から別表第4までの規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。			世田谷区手数料条例の一部を改正する条例 世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。 別表第1の82の項中「建築基準法第6条の3第1項ただし書」を「同法第6条の3第1項ただし書」に、「特定構造計算基準又は」を「特定構造計算基準若しくは」に、「審査（以下）」を「審査又は建築物の計画（同法第20条第1項第4号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下これらをを）」に、「5,600円」を「6,900円」に、「9,400円」を「13,000円」に、「14,000円」を「21,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に改め、同表の87の項中「11,000円」を「15,000円」に、「12,000円」を「17,000円」に、「16,000円」を「25,000円」に、「23,000円」を「31,000円」に改め、同表の90の項額の欄第1号中「9,900円」を「12,000円」に改め、同欄第2号中「11,000円」を「16,000円」に改め、同欄第3号中「15,000円」を「23,000円」に改め、同欄第4号中「21,000円」を「29,000円」に改め、同表の95の2の項中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に、「5,600円」を「6,900円」に、「9,400円」を「13,000円」に、「14,000円」を「21,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に改め、同表の95の8の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に、「11,000円」を「15,000円」に、「12,000円」を「17,000円」に、「16,000円」を「25,000円」に、「23,000円」を「31,000円」に改め、同表の95の9の項及び95の10の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表の95の11の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同項額の欄第1号中「9,900円」を「12,000円」に改め、同欄第2号中「11,000円」を「16,000円」に改め、同欄第3号中「15,000円」を「23,000円」に改め、同欄第4号中「21,000円」を「29,000円」に改め、同表の95の12の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表の95の13の項から95の15の項までの規定中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表の95の16の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表の138の項中「第19条の10の5第12項第1号ロ」を「第19条の10の5第14項第1号ロ」に改める。 別表第2及び別表第3を次のように改める。			円」を「29,000円」に改め、同表の95の2の項中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に、「5,600円」を「6,900円」に、「9,400円」を「13,000円」に、「14,000円」を「21,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に改め、同表の95の8の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に、「11,000円」を「15,000円」に、「12,000円」を「17,000円」に、「16,000円」を「25,000円」に、「23,000円」を「31,000円」に改め、同表の95の9の項及び95の10の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表の95の11の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同項額の欄第1号中「9,900円」を「12,000円」に改め、同欄第2号中「11,000円」を「16,000円」に改め、同欄第3号中「15,000円」を「23,000円」に改め、同欄第4号中「21,000円」を「29,000円」に改め、同表の95の12の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表の95の13の項から95の15の項までの規定中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表の95の16の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表の138の項中「第19条の10の5第12項第1号ロ」を「第19条の10の5第14項第1号ロ」に改める。 別表第2及び別表第3を次のように改める。			
世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。 第3条第2項中「副区長」を「区長及び副区長」に改める。 附 則 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の第3条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。									
別表第2（第2条関係）									
事務	名称及び額							徴収時期	
第1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料							認定申請のとき。	
	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の95の3の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）								
	1 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）							5,800円
			(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円			
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			23,800円				
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			52,800円				
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの			94,700円				
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの			119,000円				
		ロ 非住宅部分（基準省令第1条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円			
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円					

世田谷区公報

				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000円
2 1 以外の 場合	(1) 一戸 建て住 宅	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）に規定する基準をいう。以下同じ。）による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円
			仕様・計算併用法（住宅部分の基準省令第1条第1項第2号イ(1)の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率（以下「外皮性能」という。）を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）を基準省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項及び第2の項並びに別表第3第4の項及び第5の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円
	(2) (1)以 外の建 築物	イ 住 宅部 分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
		仕様・計算併用法による 場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円

					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円		
				標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円		
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	390,000円		
					ロ 非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び基準省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この項並びに別表第3第4の項及び第5の項において同じ。）による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの				129,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				171,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				276,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの				361,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの				434,000円
				標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この項並びに別表第3第4の項及び第5の項において同じ。）による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		266,000円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		334,000円
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		431,000円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		615,000円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		758,000円
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの		896,000円
第2	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料					変更認定申請のとき。		
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の95の3の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）							
1	申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に	(1) 一戸建て住宅			4,100円			
(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円					
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円					

画の変更の認定の申請に対する審査	関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	ロ 非住宅部分		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円		
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円		
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	83,500円		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円		
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円		
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円		
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円		
	2 1 以外の 場合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
					当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円	
			仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
					当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	
			標準計算法による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
					当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円	
		(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
			仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	213,000円	
				標準計算法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円

				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	273,000円
		ロ 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	627,000円

備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が1である複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分の手数料の額は、第1の項1の(1)若しくは2の(1)又は第2の項1の(1)若しくは2の(1)に掲げる額とする。

別表第3（第2条関係）

事務	名称及び額	徴収時期
第1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「	仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料 建築基準法第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査と併せて行う仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準の審査手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	確認申請又は計画通知のとき。
	1 一戸建て住宅	
	当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,500円
	当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,700円
	当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800円
	当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400円
	2 1以外の住宅	
	当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,300円
	当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200円

世 田 谷 区 公 報

建築物省エネ法」という。)第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定に基づく審査(同法第11条に規定する特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国上交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに該当する場合に限る。)	当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの			13,300円	
	当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの			15,900円	
	当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの			22,300円	
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			31,300円	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの			50,100円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの			68,900円	
第2	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料				計画提出又は計画通知のとき。
建築物省エネ法第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				
1 計画提出又は計画通知に併せて建築物省エネ法第10条第1項に規定する基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建て住宅			5,800円	
	(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	119,000円	
		ロ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円	

2 1 以外の建築物				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000円
	(1) 一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円
		仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第1条第1項第2号ロ(一)若しくは第10条第2号ロ(一)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イ(一)若しくは第10条第2号イ(一)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、第3の項及び第6の項において同じ。）による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円
			仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
			標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	229,000円

世 田 谷 区 公 報

					方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	390,000円	
					ロ 非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合	当該部分の床面積の合計が300方メートル未満のもの	11,300円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
						当該部分の床面積の合評が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000円
			ハ ロ以外の非住宅部分の場合	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。以下この項、第3の項及び第6の項において同じ。）による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	434,000円	
					標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。以下この項、第3の項及び第6の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円			
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円			
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円			
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円			
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	896,000円			

第3 建築物 省エネ 法第11 条第2	1 変更計画 提出又は変 更計画通知 に併せて建 築物省エネ	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	変更計画 提出又は 変更計画 通知のと き。
		建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	
		(1) 一戸建て住宅	4,100円

項及び第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	法第10条第1項に規定する基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	83,500円
			ロ 非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円
	2 1以外の建築物	(1) 一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
					当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
			仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
					当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円
			標準計算法による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
					当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円
		(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
			仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以上のもの	179,000円

世田谷区公報

					ル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	213,000円	
					標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	273,000円
				ロ 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円	
				ハ ロ以外の非住宅部分の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
					標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円

					ル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	627,000円	
第4 建築物 省エネ 法第30 条第1 項の規 定に基 づく建 築物エ ネルギー消費 性能向 上計画 の認定 の申請 に対す る審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の95の3の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）						認定申請のとき。
	1 申請に併せて建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建て住宅				5,800円	
		(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円		
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円		
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000円		
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000円		
			ロ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円		
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円		
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円		
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000円		
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000円		
	2 1以外の場合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円		
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円		
			仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円		
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円		
			標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円		
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円		
		(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	誘導仕様基準による場合 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	66,900円		

世田谷区公報

						メートル以上2,000平方メートル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円		
					仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円	
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円	
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円	
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円	
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円	
						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000円	
					標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円	
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円	
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円	
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円	
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000円	
						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	449,000円	
					ロ 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
							当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
							当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
							当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
							当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円
							当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000円
							当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	509,000円
							標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
						当該部分の床面積の合計が300平方		334,000円

				メートル以上1,000平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	896,000円	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,020,000円	
第5 建築物 省エネ 法第31 条第1 項の規 定に基 づく建 築物エ ネルギー消費 性能向 上計画 の変更 の認定 の申請 に対する 審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の95の3の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）	変更認定申請のとき。				
	1 申請に併せて建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建て住宅			4,100円	
		(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500円	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000円	
			ロ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円	
	2 1以外の	(1) 一戸	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方	14,300円	

世田谷区公報

場合	建て住宅			メートル未満のもの	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
			仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円
		標準計算法による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円
	(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
		ロ 非住宅部分	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
			モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	273,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円

					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円		
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円		
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000円		
			標準入力法等による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円		
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円		
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000円		
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	715,000円		
第6	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることを証する書面の交付申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額					交付申請のとき。	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることを証する書面の交付	1 軽微な変更に関する法律施行規則第5条に規定する軽微な変更であることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建て住宅	(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	4,100円		
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		8,000円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		16,700円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		37,000円
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの		66,500円
				ロ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	83,500円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	8,000円		
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13,800円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22,200円		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,100円		
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	104,000円		

世田谷区公報

2 1 以外の 場合	(1) 一戸 建て住 宅			当該部分の床面積の合計が10,000 平方メートルのもの	132,000円
		仕様基準又は誘導仕様基準 による場合		当該部分の床面積の合計が200平方 メートル未満のもの	14,300円
				当該部分の床面積の合計が200平方 メートル以上のもの	15,100円
		仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が200平方 メートル未満のもの	21,100円
				当該部分の床面積の合計が200平方 メートル以上のもの	23,300円
		標準計算法による場合		当該部分の床面積の合計が200平方 メートル未満のもの	28,300円
				当該部分の床面積の合計が200平方 メートル以上のもの	31,500円
	(2) (1)以 外の建 築物	イ 住宅 部分	仕様基準又は誘 導仕様基準によ る場合	当該部分の床面積の合計が300平方 メートル未満のもの	26,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方 メートル以上2,000平方メートル未 満のもの	46,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平 方メートル以上5,000平方メートル 未満のもの	84,800円
				当該部分の床面積の合計が5,000平 方メートル以上のもの	127,000円
		仕様・計算併用 法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方 メートル未満のもの	42,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方 メートル以上2,000平方メートル未 満のもの	70,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平 方メートル以上5,000平方メートル 未満のもの	12,200円
				当該部分の床面積の合計が5,000平 方メートル以上10,000平方メー トル未満のもの	179,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000 平方メートルのもの	213,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000 平方メートルのもの	213,000円
		標準計算法によ る場合		当該部分の床面積の合計が300平方 メートル未満のもの	56,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方 メートル以上2,000平方メートル未 満のもの	94,600円
				当該部分の床面積の合計が2,000平 方メートル以上5,000平方メートル 未満のもの	161,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平 方メートル以上10,000平方メー トル未満のもの	231,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000 平方メートルのもの	273,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000 平方メートルのもの	273,000円
	ロ 非住宅部分の用途が工 場等のみの場合			当該部分の床面積の合計が300平方 メートル未満のもの	8,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方 メートル以上1,000平方メートル未 満のもの	13,800円
				当該部分の床面積の合計が1,000平 方メートル以上2,000平方メートル 未満のもの	22,200円
				当該部分の床面積の合計が2,000平 方メートル以上5,000平方メートル 未満のもの	66,100円

					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	627,000円

備考

- 1 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合における適合性判定手数料等（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請手数料をいう。以下同じ。）の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、かつ、基準省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における向上計画認定申請手数料等（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料をいう。以下同じ。）の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 3 適合性判定手数料等について、複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、非住宅部分とみなす。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 5 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、1以外の非住宅部分により算出した額とする。
- 6 増築又は改築の場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。
- 7 建築物省エネ法第29条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における1の建築物の手数料の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における1の建築物の手数料の額を合算した額とする。
- 8 建築物省エネ法第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネ

ルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第4の項に掲げる手数料の額と同額とする。

9 他の建築物について、建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第2の項1に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。

10 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第3の項1に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。

11 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分と共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

12 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の手数料の額は、当該認定の申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

13 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、第2の項1の(1)若しくは2の(1)、第3の項1の(1)若しくは2の(1)、第4の項1の(1)若しくは2の(1)、第5の項1の(1)若しくは2の(1)又は第6の項1の(1)若しくは2の(1)に掲げる額とする。

14 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、第2の項2の(2)のロ、第3の項2の(2)のロ又は第6の項2の(2)のロに掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の95の2の項の改正規定（同項中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改める部分に限る。）、同表の95の8の項の改正規定（同項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改める部分に限る。）、同表の95の9の項及び95の10の項の改正規定、同表の95の11の項の改正規定（同項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改める部分に限る。）並びに同表の95の12の項から95の16の項までの改正規定は、公布の日から施行する。

世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例

世田谷区立駐車場条例（平成15年3月世田谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。
3 前2項の規定にかかわらず、開庁時間において、玉川総合支所又は砧総合支所に申請、相談等の用件のために来庁した者が自動車を駐車する場合に係る使用料は、1時間まで無料とする。

第9条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

別表第3世田谷区立玉川総合支所駐車場の項中「10分」を「8分」に改め、同表世田谷区立砧総合支所駐車場の項中「15分」を「10分」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

世田谷区個人情報保護条例の一部を改正する条例

世田谷区個人情報保護条例（令和5年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）
1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和26年12月世田谷区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月世田谷区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第13条第8項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第12項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第17条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第18条の見出し中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第19条第1項第1号及び第21条第4項中

「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付則第11条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）
1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条及び付則第11条の改正規定並びに次項の規定 令和7年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年6月1日

（経過措置）
2 この条例による改正後の第13条第8項第4号（同条第9項において準用する場合を含む。）及び同条第12項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であって令和7年4月1日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 令和7年6月1日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の第17条第1項及び第5項、第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第21条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

4 前項に定めるもののほか、附則第1項第2号に掲げる規定の施行に伴い必要な経過措置は、世田谷区規則で定める。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、扶養親族移転費及び渡航雑費」に改め、同条第4項中「路程に応じ旅客運賃の合計額の範囲内において」を「航空機を利用する移動に要する費用として」に改め、同条第5項中「車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行」を「その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する旅行」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。ただし、旅行者が旅行中に自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、宿泊手当は、支給しない。

第6条第8項を削り、同条第7項中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、「定額」の次に「の範囲内において実費額」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 前項本文の規定にかかわらず、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費又は包括宿泊費が次の各号のいずれかに該当する場合の宿泊手当の額は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものを含む場合 別表第2又は別表第3に規定する宿泊手当の定額の3分の2に相当する額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものを含む場合 別表第2又は別表第3に規定する宿泊手当の定額の3分の1に相当する額

第6条第12項中「渡航手数料」を「渡航雑費」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「扶養親族移転料」を「扶養親族移転費」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「着後手当」を「着後滞在費」に、「ついて、定額により」を「必要な滞在に係る費用として」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「移転料」を「転居費」に改め、「定額の範囲内において」を削り、同項を同条第10項とし、同項の前に次の1項を加える。

9 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として支給する。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第15条第1号中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第2号中「別表第2の宿泊料額の範囲内における実費額の宿泊料」を「第6条第6項及び第7項並びに別表第2に規定する額の宿泊手当並びに同表の宿泊費の額の範囲内における実費額の宿泊費」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「別表第2の路程に応じた移転料額（扶養

親族を随伴しない場合にはその2分の1に相当する額）の範囲内における実費額の移転料」を「運送に要する実費額の転居費」に改め、同号を同条第3号とする。

第19条中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び扶養親族移転費」に改める。

第20条第2項及び第3項を削る。

第22条中「旅客運賃」を「航空機を利用する移動に要する費用」に改める。

第23条の見出し中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第1項中「車賃の額は実費額」を「その他の交通費の額は、実費額」に改める。

第24条を次のように改める。

(宿泊手当)

第24条 宿泊手当の額は、第6条第6項及び第7項並びに別表第2に規定する額による。

第25条の見出し中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同条第1項中「宿泊料」を「宿泊費」に、「の定額」を「に規定する定額の範囲内の実費額」に改め、同条第2項中「宿泊料」を「宿泊費」に、「車賃」を「その他の交通費」に、「宿泊費」を「宿泊に係る費用」に改める。

第26条から第30条までを次のように改める。

(包括宿泊費)

第26条 包括宿泊費の額は、その移動に係る第20条から第23条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びにその宿泊に係る前条の規定による宿泊費の額の合計額による。ただし、包括宿泊費の額がその旅行のために交通機関、宿泊施設等を別々で予約した場合の鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費の合計額を超えるときは、当該合計額とする。

(転居費)

第27条 転居費の額は、次の各号のいずれかの方法により算定した実費額による。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の規定により算定するに当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の公費による支給が適当でない費用として別途定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族がこの条例の規定によら

ず、赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第28条 着後滞在費の額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊手当及び宿泊費の額の合計額に相当する額による。

(扶養親族移転費)

第29条 扶養親族移転費の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を職員の居住地（赴任後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転費の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。

第30条 削除

第31条ただし書中「日当及び食卓料」を「宿泊手当」に改める。

第34条の見出し中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第1項中「旅客運賃」を「航空機を利用する移動に要する費用」に改め、同条第3項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第35条を次のように改める。

(宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費)

第35条 宿泊手当の額は、第6条第6項及び第7項並びに旅行先の区分に応じた別表第3に規定する額に、宿泊費の額は、旅行先の区分に応じた同表に規定する定額の範囲内の実費額に、包括宿泊費の額は、その移動に係る第20条から第23条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びにその宿泊に係る第25条の規定による宿泊費の額の合計額による。

2 第25条第2項及び第26条ただし書の規定は、外国旅行の場合の宿泊費及び包括宿泊費について準用する。

第39条の2を次のように改める。

(渡航雑費)

第39条の2 渡航雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手

数料、外貨交換手数料、入出国税、保険料、医薬品及び携行品の購入に係る費用、健康診断その他の医療機関での受診に係る費用並びにこれらの費用に類する又は

付随する費用の実費額による。
第41条を次のように改める。
第41条 削除
附則中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項と

する。
別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2（第 6 条、第15条、第24条、第25条関係）
国内旅行の旅費

区分	支給額
宿泊手当（1 夜につき）	2,400円
宿泊費（1 夜につき）	19,000円

別表第 3（第 6 条、第35条関係）
外国旅行の旅費

区分	支給額							
	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	その他の地域
宿泊手当（1 夜につき）	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円
宿泊費（1 夜につき）	47,000円	40,000円	59,000円	47,000円	49,000円	43,000円	47,000円	21,000円

備考 この表において「区分」とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第 2 の 2 の部に掲げる地域をいう。

附 則
1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年 3 月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。
第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「第 9 条の 4 第 1 項及び第 3 項」の次に「並びに第16条の 3 第 1 項」を加える。
第 9 条の 3（見出しを含む。）中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。
第 9 条の 4 の見出しを削る。
第15条第 1 項各号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。
第16条第 1 項中「定める者」の次に「(第16条の 4 第 1 項において「対象家族」という。）」を加える。
第16条の 2 の次に次の 3 条を加える。
(子育て部分休暇)
第16条の 3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満12 歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある当該職員の子その他規則で定める子を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。
2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。
(対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の 4 任命権者は、職員が対象家族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。
2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。
(勤務環境の整備に関する措置)
第16条の 5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
(3) 前 2 号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
附 則
(施行期日)
1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(施行前の準備)
2 この条例による改正後の第 9 条の 3 第 1 項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日以前においても行うことができる。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月世田谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。
第15条第 2 項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「よる介護時間」の次に「又は勤務時間条例第16条の 3 第 1 項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の 3 第 1 項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条第 3 項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は子育て部分休暇」に改める。
附 則
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年 3 月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。
第11条第 1 項及び第 2 項中「第11条の 3 第 1 項及び第 3 項」の次に「並びに第18条の 3 第 1 項」を加え、「任命権者」を「教育委員会」に改める。
第11条の 2（見出しを含む。）中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。
第11条の 3 の見出しを削る。
第17条第 1 項各号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。
第18条第 1 項中「定める者」の次に「(第18条の 4 第 1 項において「対象家族」という。）」を加える。
第18条の 2 の次に次の 3 条を加える。
(子育て部分休暇)

第18条の3 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他規則で定める子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の4 教育委員会は、職員が対象家族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の5 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則
（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例による改正後の第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第21条の5第2項中「、第11条の3及び次条」を削る。

第22条第2項中「17,800円」を「19,800

円」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「、第11条の3及び第22条」を削る。

附 則
（施行期日等）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の第22条第2項（以下「改正後の第22条第2項」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の第22条第2項の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の第22条第2項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の第22条第2項の規定による給与の内払とみなす。

幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第32条の2の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月世田谷区条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

世田谷区行政財産使用料条例（昭和39年3月世田谷区条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表一般施設の部50平方メートル未満の項中「100円」を「130円」に改め、同部50平方メートル以上70平方メートル未満の項中「270円」を「350円」に改め、同部70平方メートル以上100平方メートル未満の項中「420円」を「540円」に改め、同部100平方メートル以上150平方メートル未満の項中「550円」を「710円」に改め、同部150平方メートル以上200平方メートル未満の項中「900円」を「1,170円」に改め、同部200平方メートル以上300平方メートル未満の項中「1,150円」を「1,490円」に改め、同部300平方メートル以上の項中「1,600円」を「2,080円」に改め、同表特殊施設の部陶芸室の項中「400円」を「520円」に改め、同部陶芸窯室（窯の出力が25キロワット未満）の項中「3,960円」を「5,140円」に改め、同部陶芸窯室（窯の出力が25キロワット以上）の項中「4,320円」を「5,610円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の別表の規定は、

令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。

第67条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則
（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和28年2月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「4月11日から4月30日まで」を「5月11日から同月31日まで」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第6条の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

世田谷区立敬老会館条例の一部を改正する条例

世田谷区立敬老会館条例（平成9年3月世田谷区条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第4世田谷区立北烏山東敬老会館の部大広間の項及び洋室の項中「200円」を「260円」に改め、同表世田谷区立桜高齢者集会所の部大広間（舞台付き）の項中「1,100円」を「1,420円」に改め、同表世田谷区立上馬高齢者集会所の部大広間（舞台付き）の項中「200円」を「260円」に改め、同部多目的ホールの項中「3,450円」を「4,470円」に、「2,300円」を「2,980円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第4の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

世田谷区立ひだまり友遊会館条例の一部を改正する条例

世田谷区立ひだまり友遊会館条例（昭和51年12月世田谷区条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

種別	区分	午前9時から正午まで	午後0時30分から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時30分から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで
第1会議室		390円	260円	260円	260円	260円
第2会議室		390円	260円	260円	260円	260円
第3会議室		390円	260円	260円	260円	260円
第4会議室		390円	260円	260円	260円	260円
第5会議室		390円	260円	260円	260円	260円
第6会議室		1,050円	700円	700円	700円	700円
総合会議室		1,050円	700円	700円	700円	700円
講習室		1,050円	700円	700円	700円	700円

別表第3体育室の項中「2,300円」を「2,980円」に、「2,870円」を「3,720円」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

世田谷区立健康増進・交流施設条例の一部を改正する条例

世田谷区立健康増進・交流施設条例（平成24年3月世田谷区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、別表第4又は別表第5」を「又は別表第4」に改め、同項ただし書中「及び運動室の午前9時から午後5時までの利用」を削る。

別表第2会議室Aの項及び会議室Bの項中「1,040円」を「1,350円」に、「700円」を「910円」に改め、同表会議室Cの項中「670円」を「870円」に、「450円」を「580円」に改め、同表会議室Dの項中「240円」を「310円」に、「150円」を「190円」に改める。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第22条関係）

交流室

単位時間等		利用料金
午前9時から正午まで	平日	3,610円
	日曜日、土曜日及び休日	4,260円
午後1時30分から午後5時まで	平日	5,580円
	日曜日、土曜日及び休日	6,570円
午後6時から午後10時まで	平日	8,170円
	日曜日、土曜日及び休日	9,780円

多目的室

単位時間等		利用料金
午前9時から正午まで	平日	3,610円
	日曜日、土曜日及び休日	4,260円
午後1時から午後3時まで	平日	2,790円
	日曜日、土曜日及び休日	3,280円

午後3時30分から午後5時30分まで	平日	2,790円
	日曜日、土曜日及び休日	3,280円
午後1時から午後5時まで	平日	5,580円
	日曜日、土曜日及び休日	6,570円
午後6時から午後10時まで	平日	8,170円
	日曜日、土曜日及び休日	9,780円

娯楽室

単位時間等		利用者	利用料金
午前9時から午後5時まで	1日	大人	570円
		子ども	250円
		高齢者	250円
		障害者	250円
午後6時から午後10時まで	平日		1,400円
	日曜日、土曜日及び休日		1,400円

運動室

単位時間等		利用者	利用料金
午前9時から午後5時まで	1回	大人	570円
		子ども	250円
		高齢者	250円
		障害者	250円
午後6時から午後10時まで	平日		5,960円
	日曜日、土曜日及び休日		5,960円
付帯設備（温水シャワー室）	1回5分以内		100円

別表第3備考に次の1号を加える。

- この表において「子ども」とは、18歳以下の者をいう。

別表第4備考以外の部分を次のように改める。

別表第4（第22条関係）

交流室

単位時間等		利用料金
午前9時から午後5時まで	平日	5,410円

午前9時から正午まで	日曜日、土曜日及び休日	6,390円
午後1時30分から午後5時まで	平日	8,370円
	日曜日、土曜日及び休日	9,850円
午後6時から午後10時まで	平日	12,250円
	日曜日、土曜日及び休日	14,670円

多目的室

単位時間等		利用料金
午前9時から正午まで	平日	5,410円
	日曜日、土曜日及び休日	6,390円
午後1時から午後3時まで	平日	4,180円
	日曜日、土曜日及び休日	4,920円
午後3時30分から午後5時30分まで	平日	4,180円
	日曜日、土曜日及び休日	4,920円
午後1時から午後5時まで	平日	8,370円
	日曜日、土曜日及び休日	9,850円
午後6時から午後10時まで	平日	12,250円
	日曜日、土曜日及び休日	14,670円

娯楽室

単位時間等		利用者	利用料金
午前9時から午後5時まで	1日	大人	850円
		子ども	
		高齢者	
		障害者	
午後6時から午後10時まで	平日		2,100円
	日曜日、土曜日及び休日		2,100円

運動室

単位時間等		利用者	利用料金
午前9時から午後5時まで	1回	大人	850円
		子ども	
		高齢者	

		障害者	
午後6時から午後10時まで	平日	8,940円	
	日曜日、土曜日及び休日	8,940円	
附帯設備（温水シャワー室）	1回5分以内	100円	

別表第4備考に次の1号を加える。

4 この表において「子ども」とは、18歳以下の者をいう。

別表第5を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条第1項の改正規定（「別表第4又は別表第5」を「又は別表第4」に改める部分に限る。）及び別表第5を削る改正規定は、令和7年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第2から別表第4までの規定は、令和7年10月1日以後の使用及び利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用及び利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

世田谷区立世田谷美術館条例の一部を改正する条例

世田谷区立世田谷美術館条例（昭和60年11月世田谷区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「とき。」を「とき」に改め、同条第5号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者が観覧する

とき 観覧料の全額

別表第1一般の項中「200円」を「220円」に、「160円」を「180円」に改め、同表高校生・大学生の項中「150円」を「170円」に、「120円」を「130円」に改め、同表小学生・中学生の項から障害者の項までの規定中「100円」を「110円」に、「80円」を「90円」に改め、同表特別の企画の展示の欄中「1,500円」を「1,700円」に改める。

別表第2熟覧の項中「500円」を「560円」に改め、同表模写・模造等の項中「1,000円」を「1,130円」に改め、同表撮影の項中「200円」を「220円」に、「2,000円」を「2,260円」に、「400円」を「450円」に、「4,000円」を「4,530円」に改める。

別表第3の1の部(1)の款美術館内区民ギャラリーの項中「13,820円」を「15,670円」に、「10,360円」を「11,740円」に、「6,910円」を「7,830円」に、「3,450円」を「3,910円」に改め、同款世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー内区民ギャラリーの項中「2,880円」を「3,260円」に改め、同部(2)の款講堂の項中「3,600円」を「4,080円」に、「10,800円」を「12,240円」に改め、同表の2の部展示用設備の項中「500円」を「560円」に改め、同部講堂用ピアノの項中「4,500円」を「5,100円」に改め、同部講堂用音響器具の項中「1式」を「一式」に、「3,000円」を「3,400円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第9条第2号及び別表第1、別表第2並びに別表第3の規定は、令和7年10月1日以後の観覧、特別観覧及び利用に係る観覧料、特別観覧料及び使用料について適用し、同日前の観覧、特別観覧及び利用に係る観覧料、特別観覧料及び使用料については、なお従前の例による。

世田谷区立世田谷文学館条例の一部を改正する条例

世田谷区立世田谷文学館条例（平成6年

9月世田谷区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「とき。」を「とき」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に、「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者が観覧する

とき 観覧料の全額

別表第1一般の項中「200円」を「220円」に、「160円」を「180円」に改め、同表高校生・大学生の項中「150円」を「170円」に、「120円」を「130円」に改め、同表小学生・中学生の項から障害者の項までの規定中「100円」を「110円」に、「80円」を「90円」に改め、同表特別の企画の展示の欄中「1,500円」を「1,700円」に改める。

別表第2写真の撮影の項中「200円」を「220円」に、「2,000円」を「2,260円」に、「400円」を「450円」に、「4,000円」を「4,530円」に改め、同表ビデオ等の撮影の項中「4,000円」を「4,530円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第9条第2号及び別表第1並びに別表第2の規定は、令和7年10月1日以後の観覧及び特別観覧に係る観覧料及び特別観覧料について適用し、同日前の観覧及び特別観覧に係る観覧料及び特別観覧料については、なお従前の例による。

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（平成8年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第10条関係）

種別	午前		午後		夜間		全日	
	午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後10時まで		午前9時から午後10時まで	
	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
セミナールームA	3,260円	3,910円	4,240円	5,050円	4,240円	5,050円	11,740円	14,030円
セミナールームB	3,580円	4,240円	4,890円	5,870円	4,890円	5,870円	13,380円	16,000円
ワークショップ室A	8,320円	9,950円	11,100円	13,220円	11,100円	13,220円	30,520円	36,410円
ワークショップ室B	6,360円	7,500円	8,480円	10,110円	8,480円	10,110円	23,340円	27,760円

別表第4附帯設備の部音響・映像機器の項中「1式」を「一式」に、「9,300円」を「10,540円」に改め、同部その他の項中「1式」を「一式」に、「1,600円」を「1,810円」に改める。

別表第5備考以外の部分を次のように改める。

別表第 5（第 21 条関係）

種別	時間 区分	前半	後半	全日
		午前 9 時から午後 4 時まで	午後 4 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
主劇場		467,670円	513,720円	664,690円
小劇場		169,290円	186,310円	241,620円
けいこ場 A		20,750円	22,860円	29,660円
けいこ場 B		14,750円	16,210円	21,390円
けいこ場 C		7,290円	8,260円	10,860円
音響スタジオ		1 時間以内 960円		
作業室 A		13,290円	15,070円	19,770円
作業室 B		12,150円	13,770円	18,150円

別表第 6 附帯設備の部舞台設備の項中「1 式」を「一式」に、「13,100円」を「14,850円」に改め、同部音楽設備の項中「12,100円」を「13,720円」に改め、同部工作機械の項中「1 式」を「一式」に、「1,500円」を「1,700円」に改め、同部映写機の項中「1,600円」を「1,810円」に改め、同部音響設備の項中「1 式」を「一式」に、「20,000円」を「22,680円」に、「8,000円」を「9,070円」に改め、同部照明設備の項中「1 式」を「一式」に、「59,000円」を「66,900円」に改め、同表電源設備の部持込み機材の項中「150円」を「170円」に改める。

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この条例による改正後の別表第 3 及び別表第 4 の規定は、令和 7 年 10 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- この条例による改正後の別表第 5 及び別表第 6 の規定は、施行日以後に使用の申請をした者の令和 7 年 10 月 1 日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る利用料金及び施行日以後に使用の申請をした者の令和 7 年 10 月 1 日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。ただし、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室の使用に係る利用料金にあっては、施行日前に使用の申出をした者が当該申出に関して施行日以後に使用の申請をした場合は、施行日前に使用の申請をした者とみなす。

世田谷区立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

世田谷区立男女共同参画センター条例（平成 2 年 11 月世田谷区条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表研修室 1 の項中「810円」を「1,050円」に、「1,080円」を「1,400円」に改め、同表研修室 2 の項中「300円」を「390円」に、「400円」を「520円」に改め、同表研修室 3 の項中「810円」を「1,050円」に、「1,080円」を「1,400円」に改め、同表研修室 4 の項中「300円」を「390円」に、「400円」を「520円」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の別表の規定は、令和 7 年 10 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

世田谷区犯罪被害者等支援条例

犯罪の被害を受けることは、誰にでも起こり得ることであり、その影響により、犯罪の被害を受けた者のこれまでの生活は一変します。犯罪被害者本人、その家族又は遺族は、身体的傷害や経済的損失を被り、生活が困難になってしまうほか、いわれのない誹謗中傷や偏見による差別等の精神的苦痛に悩まされる場合もあります。このような状況から、犯罪被害者等ができる限り速やかに安全で安心な生活を送ることができるようにするためには、地域社会全体で、区民一人ひとりが、これらの犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、犯罪被害者等に配慮することが必要です。

区は、犯罪被害者等が被った不利益の回復又は軽減を図ること及び犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築していくことを目指し、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の趣旨にのっとり、世田谷区（以下「区」という。）における犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、区の責務並びに区民等、事業者及び学校等の役割を明らかにし、犯罪被害者等への支援に係る施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が被った不利益の回復又は軽減を図るとともに、誰もが犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 犯罪等 犯罪被害者等基本法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。
- 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（第 7 号において「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族そ

の他これらに準ずる者として区長が認める者をいう。

- 区民等 区内に住所、勤務先、又は通学先を有する者等をいう。
- 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- 学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び学校以外の教育施設でその教育課程が学校の教育課程に相当するもの並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。
- 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、これに付随して被る、インターネット等による誹謗中傷、取材攻勢、報道、周囲からの好奇の目又は心ない言動及び偏見による差別等によって生じる生活への脅威及び制限、心身の不調、尊厳の侵害並びに経済的損失等の被害をいう。
- 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。
- 関係機関等 国、東京都、地方公共団体の機関及び警察並びに犯罪被害者等への支援に係る公共団体及び民間の団体その他関係者をいう。

（基本理念）

第 3 条 犯罪被害者等への支援を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- 犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重されるよう配慮すること。
- 犯罪被害者等が置かれる状況その他の事情に応じて、区、区民等、事業者、学校等及び関係機関等が相互に連携及び協力をし、できる限り速やかに安全で安心な生活を送るために必要な支援を長期的な視点に立って継続的に行うこと。
- 犯罪被害者等の名誉及び生活を害することがないように二次被害及び再被害の防止に配慮すること。

（区の責務）

第 4 条 区は、犯罪被害者等への支援に当たっては、基本理念にのっとり、関係機

関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等への支援が円滑に実施されるようその体制の整備に努めるとともに、犯罪被害者等が置かれている様々な状況を十分に理解し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行うものとする。

（区民等の役割）

第5条 区民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれる状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

- (1) 事業活動を行うに当たり、犯罪被害者等が置かれる状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように配慮すること。
- (2) 雇用関係にある犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力すること。

（学校等の役割）

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

- (1) 教育活動等を行うに当たり、犯罪被害者等が置かれる状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように配慮すること。
- (2) 在籍する幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等」という。）が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるよう、その学校生活等について適切な配慮をすること。
- (3) 区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力すること。

（犯罪被害者等相談窓口の設置）

第8条 区は、犯罪被害者等からの相談について、この条例に規定する支援を総合的に実施するため、相談窓口を設置するものとする。

2 前項の相談窓口には、犯罪被害者等への支援に関し、十分な知識及び経験を有する者（以下「犯罪被害者等相談員」という。）を配置する。

（犯罪被害者等への支援）

第9条 区は、犯罪被害者等に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 犯罪等に起因する相談に関する支援
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 家庭生活及び仕事、学業等の社会生活を継続することが困難となった者への支援
- (4) 現在の住居に居住することが困難となった者への支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める支援

（人材の育成）

第10条 区は、犯罪被害者等への支援の充実を図るため、犯罪被害者等相談員及び支援に携わる職員を育成するための研修その他必要な措置を講ずるものとする。

（関係機関等との連携）

第11条 区は、犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう関係機関等との連携に努めなければならない。

（理解の促進）

第12条 区は、区民等、事業者及び学校等が犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深められるよう、広報活動、啓発活動、教育活動等の必要な施策を講ずるものとする。

（区内に住所を有しない犯罪被害者等への支援）

第13条 区は、区内に住所を有しない者が区内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、第8条の相談窓口を通じ、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供、助言等の支援を行うものとする。

（運用方針の策定）

第14条 区長は、第8条から第12条までの規定について、運用方針を別に定める。

（意見の反映）

第15条 区は、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策について、犯罪被害者等及び区民からの意見を反映するよう努めるものとする。

（個人情報の適切な管理）

第16条 区は、犯罪被害者等への支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等への支援について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区犯罪被害者等支援等基金条例

（設置の目的）

第1条 犯罪被害者等（世田谷区犯罪被害者等支援条例（令和7年3月世田谷区条例第39号）第2条第2号に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）ができる限り速やかに安全で安心な生活を送ることができるよう、犯罪被害者等への支援及び地域社会における二次被害（同条第6号に規定する二次被害をいう。）の防止に関する理解の促進等を行うための資金を確保するため、世田谷区犯罪被害者等支援等基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金等の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益及び管理に要する経費は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（一部処分）

第6条 基金は、第1条に規定する目的に必要な場合、その一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例

世田谷区区民健康村条例（昭和60年11月世田谷区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「、利用を終了するとき」を削る。

別表第2の1の部を次のように改める。

1 宿泊施設

区分	利用者	金額
区民等の宿泊利用（1人1泊）（平日）	大人（中学生以上）	3,100円
	小人（小学生）	1,550円
	幼児（小学生未満）	770円
区民等の宿泊利用（1人1泊）（休日等）	大人（中学生以上）	4,100円
	小人（小学生）	2,050円
	幼児（小学生未満）	1,020円
区民等以外の者の宿泊利用（1人1泊）（平日）	大人（中学生以上）	9,270円
	小人（小学生）	4,640円
	幼児（小学生未満）	2,320円
区民等以外の者の宿泊利用（1人1泊）（休日等）	大人（中学生以上）	10,270円
	小人（小学生）	5,140円
	幼児（小学生未満）	2,570円
延長利用（1室1回）		5,450円
日帰り利用（1室1回）		5,450円

備考 1 延長利用とは、宿泊利用の時間を超えて宿泊施設を利用することをいう。 2 幼児（小学生未満）は、家族での利用又はこれに準ずる形での利用と認められる場合については、無料とする。 3 休日等とは、次に掲げる日をいう。 (1) 翌日が世田谷区の休日に関する条例（平成元年 3 月世田谷区条例第 1 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「休日」という。）である休日 (2) 1 月 3 日 (3) 4 月 29 日から 5 月 6 日までの日のうち、指定管理者が必要と認め、区長の承認を得て定める日 別表第 2 の 2 の部浴室（1 人 1 回）の款大人（中学生以上）の項中「1,200 円」を「1,300 円」に改め、同款小人（小学生以下）の項中「600 円」を「650 円」に改め、同部備考第 2 項中「小学生未満の者」を「幼児（小学生未満）」に改め、同表 3 の部夕食（標準）メニューの項中「2,500 円」を「2,720 円」に改め、同部朝食（標準）メニューの項中「1,500 円」を「1,630 円」に改め、同部特別メニューの項中「15,000 円」を「16,350 円」に改め、同部パーティーメニューの項中「10,000 円」を「10,900 円」に改め、同部料理単品メニューの項中「6,000 円」を「6,540 円」に改める。	附 則 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の令和 7 年 10 月 1 日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る利用料金及び施行日以後に利用の申請をした者の令和 7 年 10 月 1 日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。 世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例 第 1 条 世田谷区立区民会館条例（昭和 56 年 12 月世田谷区条例第 48 号）の一部を次のように改正する。 別表第 4 附帯設備の部舞台器具の項中「7,000 円」を「9,100 円」に改め、同部音響器具の項中「1 式」を「一式」に、「3,000 円」を「3,900 円」に改め、同部照明器具の項中「2,500 円」を「3,250 円」に改め、同部楽器の項中「4,500 円」を「5,850 円」に改め、同部映写器具の項中「1 式」を「一式」に、「6,000 円」を「7,800 円」に、「1,500 円」を「1,950 円」に改め、同表その他の設備の部電気設備（ホールに限る。）の項中「150 円」を「190 円」に改め、同	部浴室の項中「1,500 円」を「1,950 円」に改める。 別表第 4 の 3 附帯設備の部舞台器具の項中「7,000 円」を「9,100 円」に改め、同部音響器具の項中「1 式」を「一式」に、「3,000 円」を「3,900 円」に改め、同部照明器具の項中「2,500 円」を「3,250 円」に改め、同部ピアノの項中「ピアノ」を「楽器」に、「1 台」を「1 台又は一式」に、「4,500 円」を「5,850 円」に改め、同部映写器具の項中「1 式」を「一式」に、「6,000 円」を「7,800 円」に、「1,500 円」を「1,950 円」に改め、同表その他の設備の部電気設備（ホールに限る。）の項中「150 円」を「190 円」に改める。 第 2 条 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（令和 5 年 12 月世田谷区条例第 68 号）の一部を次のように改正する。 第 20 条第 1 項の改正規定を次のように改める。 第 20 条第 1 項中「、世田谷区立玉川区民会館」を「、世田谷区立玉川区民会館、世田谷区立玉川区民会館別館」に改める。 別表第 3 世田谷区立玉川区民会館別館の部を削る改正規定を次のように改める。 別表第 3 備考以外の部分を次のように改める。

別表第 3（第 12 条関係）

名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前 9 時から正午まで		午後 1 時から午後 4 時 30 分まで		午後 5 時 30 分から午後 10 時まで		午前 9 時から午後 10 時まで	
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
世田谷区立世田谷区民会館	ホール	74,800 円	89,690 円	112,400 円	134,730 円	187,210 円	224,610 円	299,610 円	359,340 円
	集会室 A	9,190 円	11,020 円	13,830 円	16,550 円	23,030 円	27,600 円	36,860 円	44,150 円
	集会室 B	5,420 円	6,510 円	8,170 円	9,770 円	13,600 円	16,300 円	21,770 円	26,070 円
	練習室 A	4,350 円	5,220 円	6,550 円	7,830 円	10,900 円	13,060 円	17,450 円	20,890 円
	練習室 B	2,550 円	3,070 円	3,840 円	4,610 円	6,410 円	7,680 円	10,250 円	12,290 円
世田谷区立烏山区民会館	ホール	32,020 円	38,390 円	48,110 円	57,680 円	80,140 円	96,080 円	128,250 円	153,760 円
	集会室	7,590 円	9,100 円	11,530 円	13,810 円	19,120 円	22,910 円	30,650 円	36,720 円

別表第 4 の 2 世田谷区立玉川区民会館の部の次に次のように加える改正規定を次のように改める。

別表第 4 の 2 備考以外の部分を次のように改める。

別表第 4 の 2（第 20 条関係）

名称	種別	午前		午後		夜間				全日	
		午前 9 時から正午まで		午後 1 時から午後 4 時 30 分まで （備考第 1 号の規定により使用 時間の単位を定めた施設は、正午 から午後 5 時 30 分まで）		午後 5 時 30 分から午後 10 時まで		午後 5 時 30 分から午後 11 時まで		午前 9 時から午後 11 時まで	
		平日	日曜日、土曜 日及び休日	平日	日曜日、土曜 日及び休日	平日	日曜日、土曜 日及び休日	平日	日曜日、土曜 日及び休日	平日	日曜日、土曜 日及び休日
世田谷区立 世田谷区民 会館別館	第 1 集会室	12,630円	15,010円	19,120円	22,830円	31,790円	38,060円	37,950円	45,360円	50,910円	60,890円
	第 2 集会室	4,800円	5,690円	7,260円	8,660円	12,060円	14,400円	14,400円	17,210円	19,320円	23,100円
	第 3 集会室	3,970円	4,710円	6,010円	7,180円	9,990円	11,960円	11,920円	14,250円	16,000円	19,140円
	第 4 集会室	5,560円	6,600円	8,410円	10,060円	14,000円	16,760円	16,710円	19,990円	22,410円	26,820円
世田谷区立 北沢区民会 館	ホー	プロセス・アム形式による幅 14.4メートル以内で、かつ、奥行 5.4メートル以内の大きさの定位置の舞台（以下「通常舞台」という。）を設定する場合									
	ール	39,220円	47,020円	58,920円	70,640円	98,150円	117,660円			157,070円	188,300円
世田谷区立 北沢区民会 館別館	第 1 集会室	50,930円	60,970円	76,580円	91,830円	127,510円	152,800円			204,090円	244,630円
	第 2 集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円
	第 3 集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円
	第 4 集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円
	集会室	9,290円	11,150円	14,110円	16,910円	23,410円	28,060円			37,530円	44,970円
世田谷区立 北沢区民会 館	第 1 集会室	11,700円	13,930円	17,650円	21,190円	29,360円	35,120円			47,010円	56,310円
	第 2 集会室	39,910円	47,890円	60,060円	72,070円	99,840円	119,800円			159,900円	191,870円
	第 3 集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円
	第 4 集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円
	集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円
世田谷区立 玉川区民会 館別館	第 1 集会室	8,220円	9,860円	12,320円	14,800円	20,550円	24,660円			32,870円	39,460円
	集会室										
世田谷区立 砧区民会館	ホー	39,220円	47,020円	58,920円	70,640円	98,150円	117,660円			157,070円	188,300円
	集会室 A	2,600円	2,960円	3,900円	4,640円	6,500円	7,800円			10,400円	12,440円
	集会室 B	2,600円	2,960円	3,900円	4,640円	6,500円	7,800円			10,400円	12,440円
	集会室 C	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円
	集会室 D	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円
世田谷区立 砧区民会館	集会室 E	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円
	集会室 E										

世 田 谷 区 公 報

附則に次の 2 項を加える。

4 この条例による改正後の別表第 3 及び別表第 4 の 2 の規定は、令和 7 年 10 月 1 日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

5 施行日前に、令和 7 年 10 月 1 日以後の世田谷区立世田谷区民会館の施設の使用に係る使用料を納付した者は、この条例による改正後の別表第 3 世田谷

区立世田谷区民会館の部に規定する額の当該使用料を納付した者とみなす。

附 則

1 この条例中第 1 条及び次項の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の別表第 4 及び別表第 4 の 3 の規定は、令和 7 年 10 月 1 日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお

従前の例による。

世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例

世田谷区立区民センター条例（昭和 47 年 12 月世田谷区条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 の部備考以外の部分を次のように改める。

1 午前、午後 A、午後 B、夕方及び夜間の使用区分により使用する施設

名 称	施設の種別	午 前	午 後 A	午 後 B	夕 方	夜 間
		午前 9 時から正午まで	午後 0 時 30 分から午後 2 時 30 分まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 7 時 30 分まで	午後 8 時から午後 10 時まで
世田谷区立太子堂区民センター	第 1 会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 4 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	茶室	390円	260円	260円	260円	260円
	音楽室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	体育室	3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円
	第 1 和室				700円	700円
	第 2 和室				700円	700円
世田谷区立弦巻区民センター	第 1 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 3 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 4 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 5 会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第 6 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	茶室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 1 音楽室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第 2 音楽室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	料理講習室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	大広間				1,080円	1,080円
世田谷区立宮坂区民センター	第 1 会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第 2 会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 4 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				700円	700円
世田谷区立桜丘区民センター	第 1 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 3 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 4 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	音楽室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	料理講習室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大広間				260円	260円
世田谷区立代田区民センター	第 1 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 2 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 3 会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第 4 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第 5 会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	音楽室	390円	260円	260円	260円	260円
	集会室兼体育室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円

世田谷区公報

令和7年3月31日（臨時号）

世田谷区立奥沢 区民センター	第1会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第2会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
世田谷区立玉川 台区民センター	第1会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第2会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第3会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	茶室	390円	260円	260円	260円	260円
	音楽室	390円	260円	260円	260円	260円
	体育室（半面）	3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円
	体育室（全面）	6,240円	4,160円	4,160円	4,160円	4,160円
	大広間				260円	260円
世田谷区立深沢 区民センター	第1会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第3会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第4会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	集会室兼体育室	3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				700円	700円
世田谷区立鎌田 区民センター	第1会議室	3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円
	第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第3会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第4会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第5会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	茶室	390円	260円	260円	260円	260円
	音楽室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
	絵画工芸室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
世田谷区立上北 沢区民センター	第1会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第3会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	音楽室	390円	260円	260円	260円	260円
	多目的室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立粕谷 区民センター	第1会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第2会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第3会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	音楽室	390円	260円	260円	260円	260円
	多目的室	3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立烏山 区民センター	第1会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第2会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第3会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第4会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第5会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第6会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第7会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	茶室	390円	260円	260円	260円	260円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				1,420円	1,420円

世 田 谷 区 公 報

令和 7 年 3 月 31 日（臨時号）

別表第 3 の 2 の部世田谷区立弦巻区民センターの項から世田谷区立桜丘区民センターの項までの規定中「3,450円」を「4,470円」に、「2,300円」を「2,980円」に、「4,600円」を「5,960円」に改め、同表の 3 の部世田谷区立宮坂区民センターの項中「3,200円」を「4,160円」に、「4,800円」を「6,240円」に改め、同部世田谷区立烏山区民センターの項中「840円」を「1,080円」に、「1,260円」を「1,620円」に、「540円」を「700円」に、「810円」を「1,050円」に改める。	附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表第 3 の規定は、令和 7 年 10 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。	月世田谷区条例第 20 号）の一部を次のように改正する。 第 2 条中「別表 1」を「別表第 1」に改める。 第 5 条第 1 項及び第 16 条第 2 項中「別表 2」を「別表第 2」に改める。 別表 1 を別表第 1 とする。 別表 2 の 1 の部体育館（トレーニングルームを除く。）・洋弓場の款から水泳場の款までを次のように改める。
世田谷区立総合運動場条例の一部を改正する条例 世田谷区立総合運動場条例（昭和 41 年 3		

体育館・洋弓場（団体）

種別		区分	単位時間等及び利用料金			
			規則で定める単位時間		全日	
			1 時間につき		午前 9 時から午後 9 時まで	
			平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
体育館	主競技場		5,720円	6,850円	58,990円	70,760円
	第 1 武道場（昼）		720円	810円	7,020円	8,330円
	第 2 武道場（床）		720円	810円	7,020円	8,330円
	弓道場		720円	810円	7,020円	8,330円
	エアースライフル場		890円	1,050円	8,810円	10,450円
	体育室		720円	810円	7,020円	8,330円
	会議室兼軽運動室		560円	640円	5,390円	6,360円
洋弓場			890円	1,050円	8,810円	10,450円

体育館・洋弓場（個人）

種別		単位時間	利用料金							
			平日				日曜日、土曜日及び休日			
			大人	高齢者(65歳以上)	子ども(18歳以下)	障害者	大人	高齢者(65歳以上)	子ども(18歳以下)	障害者
体育館	第 1 武道場（昼）	1 時間以内	310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円
	第 2 武道場（床）		310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円
	弓道場		310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円
	エアースライフル場		310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円
	体育室		310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円
	会議室兼軽運動室		310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円
	トレーニングルーム	2 時間以内	590円	180円	180円	180円	590円	180円	180円	180円
		1 時間以内	290円	90円	90円	90円	290円	90円	90円	90円
洋弓場		1 時間以内	310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円

水泳場

区分		団体	個人		
種別	単位時間	利用料金	単位時間	利用料金	
水泳場	1 コース 2 時間以内	50メートルプールにあっては10,620円、25メートルプールにあっては7,080円	6 月から 9 月までの間にあっては 2 時間以内、10月から 5 月までの間にあっては 1 回	大人	590円
				高齢者（65歳以上）	180円
				子ども（18歳以下（幼児を除く。））	180円
				幼児	無料
				障害者	180円
				障害者（18歳以下に限る。）	無料
				障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料
			1 時間以内	大人	290円
				高齢者（65歳以上）	90円
				子ども（18歳以下（幼児を除く。））	90円

				幼児	無料
				障害者	90円
				障害者（18歳以下に限る。）	無料
				障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料

別表2の1の部庭球場・野球場の款庭球場の項中「1,440円」を「1,540円」に、「1,720円」を「1,840円」に改め、同款野球場の項中「2,010円」を「2,280円」に、「2,370円」を「2,680円」に改め、同部陸上競技場の款を次のように改める。

陸上競技場

区分 種別	団体				個人		
	単位時間等及び利用料金				単位時間等及び利用料金		
	規則で定める単位時間		全日		規則で定める単位時間		
	1時間につき		午前9時から午後5時まで		1時間につき		
	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	使用者	平日	日曜日、土曜日及び休日
陸上競技場	6,440円	7,670円	44,120円	52,940円	大人	150円	180円
					高齢者（65歳以上）	50円	60円
					子ども（18歳以下）	50円	60円
					障害者	50円	60円

別表2の1の部附帯設備の款夜間照明の項中「820円」を「930円」に、「3,300円」を「3,740円」に、「2,470円」を「2,800円」に改め、同款電子計測器の項中「3,000円」を「3,400円」に改め、同部駐車場の款中「30分」を「20分」に改め、同部備考第2号中「130円」を「150円」に「高齢者、小人」を「高齢者（65歳以上の者をいう。）、子ども（18歳以下の者（幼児を除く。）をいう。）」に、「小・中学生」を「18歳以下の者」に、「40円」を「50円」に改め、同表2の部サ

ッカー場等の款サッカー場の項から少年野球場の項までの規定中「930円」を「1,050円」に、「1,090円」を「1,230円」に改め、同部駐車場の款中「30分」を「20分」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の別表第2の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前

の例による。

世田谷区立千歳温水プール条例の一部を改正する条例
世田谷区立千歳温水プール条例（昭和49年4月世田谷区条例第32号）の一部を次のように改正する。
別表1の部団体の項中「6,240円」を「7,080円」に改め、同表2の部を次のように改める。

2 温水プール、トレーニングルーム又は体育室

区分	単 位 時 間	利 用 料 金	
個人	6月から9月までの間にあっては2時間以内、 10月から5月までの間にあっては1回	大人	590円
		高齢者（65歳以上）	180円
		子ども（18歳以下（幼児を除く。））	180円
		幼児	無料
		障害者	180円
		障害者（18歳以下に限る。）	無料
		障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料
	1時間以内	大人	290円
		高齢者（65歳以上）	90円
		子ども（18歳以下（幼児を除く。））	90円
		幼児	無料
		障害者	90円
		障害者（18歳以下に限る。）	無料
		障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料

別表3の部団体の項中「860円」を「970円」に改め、同表4の部団体の項中「1,290円」を「1,460円」に改め、同部個人の項中「360円」を「400円」に、「小人（小・中学生）」を「子ども（18歳以下）」に改め、同表5の部団体の項中「280円」を「310円」に改め、同表6の部中「30分」を「20分」に改め、同表備考第3号中「130円、高齢者、小人」を「150円、高齢者（65歳以上の者をいう。）、子ども（18歳以下の者（幼児を除く。）をいう。）」に、「小・中学生」を「18歳以下の者」に、「40円」を「50円」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の別表の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例の一部を改正する条例
世田谷区立地域体育館・地区体育室条例（昭和59年12月世田谷区条例第57号）の一部を次のように改正する。
別表第4世田谷区立尾山台地域体育館の部を次のように改める。

世田谷区立尾山台地域体育館

曜日等	団 体 使 用 料		個 人 使 用 料
	単 位 時 間	金 額	
平日	午前 9 時から正午まで	5,550円	大人 150円 子ども（18歳以下） 50円 高齢者（65歳以上） 50円 障害者 50円 土曜日、日曜日及び休日を除く日の正午から午後 1 時までの使用については、無料とする。
	午後 1 時から午後 4 時まで	6,200円	
	午後 4 時から午後 6 時30分まで	6,200円	
	午後 6 時30分から午後 9 時まで	7,180円	
	全日（午前 9 時から午後 9 時まで）	21,890円	
日曜日及び休日	午前 9 時から午後 1 時まで	9,140円	
	午後 1 時から午後 5 時まで	9,960円	
	午後 5 時から午後 9 時まで	13,890円	
	全日（午前 9 時から午後 9 時まで）	25,490円	

別表第4 世田谷区立希望丘地域体育館の部平日の項中「6,740円」を「7,640円」に、「7,540円」を「8,550円」に、「8,730円」を「9,900円」に、「26,610円」を「30,200円」に改め、同部日曜日及び休日の項中「8,080円」を「9,170円」に、「9,040円」を「10,260円」に、「10,470円」を「11,880円」に、「31,930円」を「36,240円」に改め、同表世田谷区立北烏山地区体育室の部団体の項中「860円」を「970円」に、「1,720円」を「1,950円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第4の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例

世田谷区立大蔵第二運動場条例（平成21年6月世田谷区条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2 体育館の部中「4,600円」を「5,220円」に、「5,470円」を「6,200円」に、「52,410円」を「59,480円」に、「62,780円」を「71,250円」に改め、同表庭球場の部庭球場の項中「1,440円」を「1,540円」に、「1,720円」を「1,840円」に改め、同部附帯設備（照明）の項中「820円」を「930円」に改め、同表集会室の部中「2,010円」を「2,280円」に、「2,300円」を「2,610円」に、「3,020円」を「3,420円」に、「3,600円」を「4,080円」に、「5,040円」を「5,720円」に、「6,040円」を「6,850円」に、「8,060円」を「9,140円」に、「9,640円」を「10,940円」に改め、同表ゴルフ練習場の部及び宿泊室（1人1泊）の部を次のように改める。

ゴルフ練習場

種別	区分	平日		日曜日、土曜日及び休日	
		午前 5 時（1 月、2 月及び12月にあっては、午前 6 時）から午前 8 時まで	午前 9 時から午後10時まで	午前 4 時30分（1 月、2 月及び12月にあっては、午前 5 時30分）から午前 8 時まで	午前 8 時30分から午後 10時まで
打席 1 席		無料	470円	無料	470円
打席 1 席（65歳以上）		無料	150円	無料	150円
打席 1 席（18歳以下）		無料	150円	無料	150円
打席 1 席（障害者）		無料	150円	無料	150円
ボール 1 球 1 階打席		14円	17円	14円	18円
ボール 1 球 2 階打席		12円	16円	12円	17円

宿泊室（1人1泊）

種別	宿泊人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
和室（18.5平方メートル）		6,240円	4,190円			
和室（40平方メートル）		11,120円	7,030円	5,440円	4,540円	4,080円
洋室（40平方メートル）		11,120円	7,030円	5,440円	4,540円	4,080円
附帯設備（寝具）		一式 220円				

別表第2 屋外プールの部大人の項中「1,180円」を「1,300円」に、「660円」を「750円」に改め、同部小人（小・中学生）の項中「小人（小・中学生）」を「子ども（18歳以下（幼児を除く。）」に改め、同部障害者（小・中学生に限る。）の項中「障害者（小・中学生に限る。）」を「障害者（18歳以下に限る。）」に改め、同表トレーニングルーム（サウナを含む。）の部を次のように改める。

トレーニングルーム（サウナを含む。）

種別	使用者	単位時間	利用料金
トレーニングルーム	大人	3 時間以内	740円
	高齢者（65歳以上）		250円
	18歳以下の者		250円
	障害者		250円
トレーニングルーム及びサウナ	大人	3 時間以内	1,300円
	高齢者（65歳以上）		450円

		18歳以下の者		450円
		障害者		450円

別表第 2 駐車場の部中「30分」を「20分」に改め、同表備考第 5 号中「小学生が」を「子ども（18歳以下の者（幼児を除く。）をいう。以下この号において同じ。）が」に、「小学生に」を「子どもに」に改め、同表備考第 6 号中「110円」を「120円」に改め、「高齢者」の次に「（65歳以上の者をいう。）」、18歳以下の者」を加える。 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、令和 7 年 10 月 1 日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。		正する条例 世田谷区立区民農園条例（平成 5 年 11 月世田谷区条例第 56 号）の一部を次のように改正する。 第 3 条中「おおむね 15 平方メートルである」を「次に掲げる規模の」に改め、同条に次の各号を加える。 (1) おおむね 10 平方メートル (2) おおむね 15 平方メートル 第 11 条第 1 項中「11,520円」を「、次の各号に掲げる規模に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。 (1) おおむね 10 平方メートル 10,200円 (2) おおむね 15 平方メートル 15,240円 附 則 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。		2 この条例による改正後の第 11 条第 1 項の規定は、施行日以後に利用の承認を受けた者の令和 7 年 10 月 1 日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例（平成 30 年 10 月世田谷区条例第 61 号）の一部を次のように改正する。 別表第 2 備考以外の部分を次のように改める。
--	--	--	--	--

別表第 2（第 15 条関係）

施設		区分	午前	午後 A	午後 B	夕方	夜間
			午前 9 時から 正午まで	午後 0 時 30 分 から午後 2 時 30 分まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時 30 分 から午後 7 時 30 分まで	午後 8 時から 午後 10 時まで
区民活動支援 会議室	区民活動支援会議室 1－1		1,050円	700円	700円	700円	700円
	区民活動支援会議室 1－2		1,050円	700円	700円	700円	700円
研修室	区民活動支援会議室 2		1,050円	700円	700円	700円	700円
	研修室 A－1		1,050円	700円	700円	700円	700円
	研修室 A－2		1,050円	700円	700円	700円	700円
	研修室 B－1		390円	260円	260円	260円	260円
	研修室 B－2		390円	260円	260円	260円	260円
	研修室 C－1		3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円
	研修室 C－2		3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円
	実習室		2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	調理実習室		2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
駐車場			1 台につき駐車時間 15 分ごとに 100 円				

別表第 3 飲み物メニューの項中「1,000円」を「1,300円」に改め、同表食べ物メニューの項中「2,000円」を「2,600円」に改め、同表セットメニューの項中「2,800円」を「3,640円」に改める。 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定は、令和 7 年 10 月 1 日以後の使用及び利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用及び利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。		の区分は、規則で定める。 第 4 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に改め、同条第 2 項中「別表第 2 に定めるところにより」を「第 3 条の 2 の 2 の運動指導室の使用時間の区分の時間数に 900 円を乗じて得た額の」に改める。 別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。 第 2 条 世田谷区立保健センター条例の一部を次のように改正する。 第 4 条第 2 項中「900円」を「1,170円」に改める。 附 則 1 この条例中第 1 条及び次項の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 2 条及び附則第 3 項の規定は同年 8 月 1 日から施行する。 2 第 1 条の規定による改正後の第 4 条第 2 項の規定は、令和 7 年 6 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 3 第 2 条の規定による改正後の第 4 条第		2 項の規定は、令和 7 年 10 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年 3 月世田谷区条例第 16 号）の一部を次のように改正する。 第 4 条第 2 項及び同項の表の改正規定を次のように改める。 第 4 条第 2 項を次のように改める。 2 前項の規定にかかわらず、世田谷区地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、同項各号に定める人数につい
--	--	---	--	---

て、常勤換算方法による人数（1週間当たりの勤務時間（以下「週勤務時間」という。）が同項に規定する職員の週勤務時間より短い職員については、当該職員の週勤務時間を同項に規定する職員の週勤務時間で除して得た値（その値に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。以下同じ。）に基づき配置することができる。

第4条第2項及び同項の表の改正規定の次に次のように加える。

第4条に次の1項を加える。

3 センターには、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める人数以上の職員を第1項に規定する職員に加えて配置するものとし、その加えて配置する職員のうち同欄に定める人数から1を減じた人数は同項各号に掲げるいずれかの者又は介護支援専門員でなければならない。

担当する区域における第1号被保険者の数	加えて配置する人数
おおむね3,000人未満	2人
おおむね3,000人以上4,500人未満	2.5人
おおむね4,500人以上6,000人未満	3人
おおむね6,000人以上7,500人未満	3.5人
おおむね7,500人以上9,000人未満	4人
おおむね9,000人以上10,500人未満	4.5人
おおむね10,500人以上12,000人未満	5人
おおむね12,000人以上13,500人未満	5.5人
おおむね13,500人以上	6人
備考 常勤換算方法による人数をその人数とみなしてこの表を適用する。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例

世田谷区立障害者休養ホーム条例（昭和45年7月世田谷区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「1,700円」を「大人にあっては1,760円、子ども（18歳以下の者をいう。）にあっては880円（大人と同一の食事の提供を受ける場合にあっては、1,760円）」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例による改正後の第11条第1項第1号の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

世田谷区立障害者福祉施設条例（平成19年12月世田谷区条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1 各施設が行う障害福祉サービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の規定に基づき、当該施設が当該障害福祉サービスを行う事業者として指定を受けている期間において行われるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「若しくは」を「、」に改め、同項中「同じ。」の次に「若しくは認証保育所（法第35条第4項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都が認証したものを用いる。以下同じ。）」を加える。

第6条第1項各号列記以外の部分及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項中「若しくは」を「、」に改め、「家庭的保育事業所等」の次に「若しくは認証保育所」を加える。

第10条第4項ただし書中「社会福祉施設」の次に「又はこれに類する施設として規則で定めるもの」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する条例

世田谷区立青少年交流センター条例（平成26年12月世田谷区条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の部使用時間の欄及び同表の2の部使用時間の欄中「午後零時50分」を「午後0時50分」に改める。

別表第4の1の部使用時間の欄中「午後

零時50分」を「午後0時50分」に改め、同部学習室（交流室）Ⅰの項中「960円」を「1,240円」に改め、同部学習室（交流室）Ⅱの項及び和室の項中「300円」を「390円」に改め、同表の2の部使用時間の欄中「午後零時50分」を「午後0時50分」に改め、同部音楽室の項中「1,920円」を「2,490円」に、「1,440円」を「1,870円」に改め、同表の3の部ホールの項中「1,440円」を「1,870円」に、「1,680円」を「2,180円」に、「1,920円」を「2,490円」に改め、同部和室Ⅰの項から交流室の項までの規定中「300円」を「390円」に改め、同部食堂・厨房の項中「960円」を「1,240円」に、「1,080円」を「1,400円」に、「1,440円」を「1,870円」に改め、同表の4の部創作活動室の項中「1,440円」を「1,870円」に、「1,920円」を「2,490円」に改め、同表の5の部多目的ホールの項中「1,440円」を「1,870円」に、「1,920円」を「2,490円」に改め、同部調理室の項中「300円」を「390円」に改め、同表の6の部音楽スタジオ（大）及び音楽スタジオ（小）の項中「300円」を「390円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例による改正後の別表第4の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例

（世田谷区子ども条例の一部改正）

第1条 世田谷区子ども条例（平成13年12月世田谷区条例第64号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区子どもの権利条例

目次を次のように改める。

目次	前文
第1章	総則（第1条―第3条）
第2章	子どもの権利（第4条―第9条）
第3章	子ども・子育てを支え合う地域づくり（第10条―第14条）
第4章	基本となる政策（第15条―第24条）
第5章	子どもの権利擁護（第25条―第35条）
第6章	推進計画・推進体制・評価検証など（第36条―第39条）
第7章	雑則（第40条）

附則

前文を次のように改める。

（子どもの意見表明）

1. 子どもの思い
私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。
きれいで自然豊かな世田谷を守っていききたいです。
私たちの未来にもっと希望をもちたいです。
自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。

子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。

安心できる場所を増やしたいです。
自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。
大人に意見や思いを届けたいです。
こんな思いがかなう、世田谷にしたいです。

2. 大人へのメッセージ

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合ってほしいです。

子どもはきっとこう感じているという決めつけではなく、私たちの言葉や思いを信じてください。

そして、言葉や思いをしっかり受けとめた上で向き合ってください。

みんなが意見や思いを尊重し合って、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境が欲しいです。

個性が認められ自分らしく生きたいので、多様性が尊重されることが必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が欲しいです。

いろんな不安をもっている子どもの味方になってくれる人がある場所を増やしてください。

「できるかできないか」だけを見るのではなく、「やっている姿」も見てください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

（区と大人の決意表明）

子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。

子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。

私たち区と大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番よいことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。

子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ることは、社会における責任ある生活を送る上で、大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。

私たち区と大人は、今と未来をつくるパートナーである子どもの声を聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めます。

この条例は、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき制定します。

私たち区と大人は、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生きて、明日からもよい日と思える社会を実現していきます。

「第1章 総則」を「第1章 総則」に改める。

第1条から第3条までを次のように改める（条例制定の趣旨）

第1条 この条例は、子どもの権利が当たり前に保障される文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに育つことができる社会をつくるための基本的な事柄を定めるものです。（言葉の意味）

第2条 この条例において「子ども」とは、次の人のことをいいます。

(1) まだ18歳になっていないすべての人

(2) この条例の趣旨を踏まえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人

2 この条例において「大人」とは、過去に子どもであったすべての人のことをいいます。

3 この条例において「保護者」とは、子どもの親や祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。

4 この条例において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体・法人のことをいいます。

5 この条例において「区民・団体・事業者」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体・法人のことをいいます。

6 この条例において「区」とは、区長部局のほか、教育委員会などの行政委員会も含めたすべての執行機関のことをいいます。

（条例の目標）

第3条 この条例の目標は、次のとおりとします。

(1) 子どもが考える「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」をつくります。

(2) 子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利をもっています。私たち区と大人は、子どもの思いや意見を受けとめ、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考え、実現していきます。

(3) 子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、発展させ、継承していきます。

第4条から第8条までを削る。

第2章から第6章までを削る。

第1章の次に次の6章を加える。

第2章 子どもとの権利

（基本となる権利）

第4条 平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」といいます。）に定める4つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。

これらの基盤となる権利は、年齢、発達、性別、LGBTQなどの性的指向とジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無など（以下「年齢など」といいます。）にかかわらず、すべての子どもに保障されなければなりません。また、これらの権利を実現するための政策の実施に当たっては、年齢などに十分に配慮しなければなりません。

(1) いかなる理由でも差別されない権利

(2) 子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利

(3) 生きる権利と成長・発達する権利

(4) 自分に関係のあることについて、自由に自分の意見や思いを表明する権利

（自分らしくいられる権利）

第5条 子どもは、自分らしくいられま

す。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 自分らしくいられ、個性が尊重される権利

(2) 公正に評価される権利

（豊かに過ごす権利）

第6条 子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 今も将来も豊かに生きることができる権利

(2) 自分のやりたいことを追求できる権利

(3) 思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利

(4) 自分が知りたい情報を得られる権利

(5) 心や身体が疲れた時に休息することができる権利

（社会から守られ、支援を受ける権利）

第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 安全で安心して生きることが

できる権利

(2) 健康に暮らせる権利

(3) 生活環境と自然環境が守られる権利

（自分で自分のことを決める権利）

第8条 子どもは、自分に関することを

自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分で選択して自由に自己決定できる権利
- (2) 自分らしく学び、成長・発達できる権利
- (3) 様々なことに挑戦して失敗できる権利

（意見を表明し、参加・参画する権利）

第9条 子どもは、自分の意見や思いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 意見や思いを様々な方法で表すことができる権利
- (2) 対話をして協働する権利
- (3) 地域に参画する権利

第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり

（保護者の役割など）

第10条 保護者は、子どもの権利を守るため、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもの意見を聴き、その実現に向けて子どもに寄り添い、成長・発達を支え、子どもの身近な安全基地となる大切な役割を担います。

2 保護者は、子どものために思い、良かれと思ってすることが、子どもの意思に反していたり、成長・発達の機会を奪うことになっていたりしないかを、子どもの意見や思いを聴きながら、子どもとともに考えます。

3 保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。

（学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者の責務）

第11条 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていけるよう、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利を保障する責務があります。

2 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体・事業者と連携・協力する責務があります。

3 子どもに関わる事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境を整備するとともに、地域の子どもの自分らしく、豊かに育つことができるよう配慮しながら事業活動を行う責務があります。

（区民・団体・事業者の役割）

第12条 区民・団体・事業者は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。

2 事業者は、その雇用する労働者が子

育てをしやすい環境の整備に努めるとともに、その事業活動が子どもの権利の保障につながるよう、配慮に努めなければなりません。

（区の責務）

第13条 区は、子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。

2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者、区民・団体・事業者と連携・協働し、子どもへの支援を展開します。

（地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり）

第14条 区や子どもを含むすべての区民は、地域の中で支える子どもにやさしいまちの実現に向けて、誰もががつながり、助け合いながら、自発的な活動が継続できるように必要な取組を行います。

第4章 基本となる政策
（子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重）

第15条 区は、様々な場面や機会で、子どもの多様な意見や思いを受けとめ、対話しながら、子どもとともに子どもの権利を実現します。

2 区は、子どもが主体となって、安心して意見表明をすることができる会議を実施するとともに、会議以外の意見表明の場も確保し、子どもが地域社会の主体となって参加・参画することができる仕組みづくりを努めています。

3 区は、様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや意見表明の場がなくてもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの思いを受けとめ、子どもの意見を尊重するよう努めています。

4 区は、子どもの意見や思いを大切に受けとめて、その意見や思いの実現などについて検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくよう努めています。

（子どもの居場所づくり）

第16条 区は、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めています。

2 区は、子どもが居心地よく安心して過ごすことができることに加え、子どもとの対話を重ねながら、次の複数の要素を取り入れた子どもの居場所を実現するよう努めています。

- (1) 子どもの権利の視点から、自由があり自分らしくいられること。
- (2) 場の一員である実感がもて、意思を伝えようと思え、伝えた意見が受けとめられたと感じられること。
- (3) 自分のことを自分で決められること。

3 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、連携を強化することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに

育つことができ、安心して過ごすことができる居心地のよい環境の整備に努めています。

（虐待の予防など）

第17条 誰であっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を予防するため、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めています。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターとの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めています。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力しながら、虐待の予防に努めています。

（いじめや差別の予防など）

第18条 誰であっても、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。

2 区は、いじめや差別を予防するため、すべての区民に必要な理解が広まるための普及啓発を推進し、未然防止や早期発見に努めていくとともに、いじめや差別があったときに、速やかに解決するため、保護者や学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力するなど必要な仕組みを作るよう努めています。

（貧困などの対策）

第19条 誰であっても、貧困などに関連する生まれや育った環境などにかかわらず、安心して育つことができる権利があります。

2 区は、貧困などの防止と解消に向けて、子どもの現在と将来がその生まれや育った環境に左右されることがないように、すべての子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の整備に努めています。

（健康と環境づくり）

第20条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもが自分らしく豊かに育つための安全で良好な環境を整備するよう努めています。

（子どもの権利学習の支援）

第21条 区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めています。

2 区は、子どもに関わる大人が子どもの権利について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めています。

（子育て支援ネットワークの形成）

第22条 区は、子どもも育ちや子育てを、子どもや保護者個人の責任とせず、地域社会全体でともに支え合い、子ど

も一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進していきます。

- 2 区は、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における、中心的な役割を担います。
（人材育成）

第23条 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めていきます。

- 2 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材を継続的に育成するとともに、支援を受けた子どもが次の担い手となる循環が生まれる環境の整備に努めていきます。

（普及啓発）

第24条 区は、この条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めていきます。

- 2 区は、様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対してでも、この条例の普及啓発を実施していきます。

- 3 区や大人は、子どもが自分らしく生きていくことができる社会において、自ら考え責任ある生活を送るために、自分自身に子どもの権利があることや、お互いを認め合い尊重することの大切さを伝えていきます。

- 4 区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月20日を、「世田谷区子どもの権利の日」として定めます。

第5章 子どもの権利擁護
（世田谷区子どもの権利擁護委員の設置）

第25条 区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を速やかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。

- 2 擁護委員は、5人以内とします。
3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

- 4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。

- 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

（擁護委員の仕事）

第26条 擁護委員は、次の仕事を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を取り除くた

めの要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。

- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。

- (8) 子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。

（擁護委員の務めなど）

第27条 擁護委員は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

- 2 擁護委員は、その地位を政党や政治目的のために利用してはなりません。

- 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密を漏らしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

（擁護委員への協力など）

第28条 区は、擁護委員の設置の目的を踏まえ、その仕事に協力しなければなりません。

- 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

- 3 区は、附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

（相談と申立て）

第29条 次に定める者は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをするすることができます。また、誰でもあっても、擁護委員に、次に定める者の権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

- (1) 区内に住所を有する子ども
- (2) 区内にある事業所で働いている子ども
- (3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども

- (4) 子どもに準ずる者として規則で定める者

（調査と調整）

第30条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

- 2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。

- 3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵

害を取り除くための調整をすることができます。

（要請と意見など）

第31条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

- 2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。

- 3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。

- 4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

- 5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。

- 6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報保護について十分に配慮しなければなりません。

- 7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。（見守りなどの支援）

第32条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

（活動の報告と公表）

第33条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

（擁護委員の庶務）

第34条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

（相談・調査専門員）

第35条 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を設置します。

- 2 相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告します。

- 3 相談・調査専門員は、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施します。

- 4 擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第6章 推進計画・推進体制・評価検証など

（推進計画）

第36条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）を作ります。

- 2 区長は、推進計画を作るときは、当事者である子どもや区民の意見がかけられるよう努めなければなりません。

- 3 区長は、推進計画を作ったときは、

速やかに公表します。

（推進体制）

第37条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

（国、東京都などとの協力）

第38条 区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境を整備するため、国、東京都などに協力を求めています。

（評価検証など）

第39条 区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備します。

2 区長は、評価検証などに当たっては、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

第7章 雑則

（委任）

第40条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附則を次のように改める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

（世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例（平成24年12月世田谷区条例第82号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

附 則

1 この条例中第1条の規定は、平成25年4月1日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。

2 この条例中第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

（世田谷区子ども条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（平成26年3月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

（世田谷区子ども条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（令和2年3月世田谷区条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。

（世田谷区地域保健福祉推進条例の一部改正）

2 世田谷区地域保健福祉推進条例（平成

8年3月世田谷区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第4号中「世田谷区子ども条例」を「世田谷区子どもの権利条例」に、「第19条」を「第29条」に改める。

世田谷区子どもの権利委員会条例（設置）

第1条 世田谷区子どもの権利条例（平成13年12月世田谷区条例第64号）第39条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として、世田谷区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。

（職務）

第2条 権利委員会は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障を推進するため、次に掲げる職務を行う。

- 1 区長の要請を受け、又は自ら判断して、子どもの権利保障の状況について調査し、及び評価検証すること。
- 2 前号の調査及び評価検証の結果を区長及び教育委員会に報告し、制度の改善等を提言すること。

（組織）

第3条 権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 権利委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員長の指名する委員をもって充てる。

4 委員長は、権利委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（臨時委員及び調査員）

第6条 第3条の委員のほか、権利委員会に、特別の事項を調査させ、及び評価検証させるため必要があるときは、臨時委員及び調査員を置くことができる。

2 臨時委員及び調査員は、前項の規定による調査及び評価検証が終了したときは、解嘱される。

（会議）

第7条 権利委員会は、委員長が招集する。

2 権利委員会は、委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 権利委員会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（部会）

第8条 権利委員会は、専門的事項を調査し、及び評価検証するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員等をも

って組織する。

（会議の公開）

第9条 権利委員会は、公開とする。ただし、権利委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

（意見聴取）

第10条 権利委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第11条 委員、臨時委員及び調査員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（提言の尊重）

第12条 区長及び教育委員会は、権利委員会から提言を受けたときは、これを尊重し、適切に対応しなければならない。

2 区長及び教育委員会は、前項の規定により対応した場合は、その結果を公表しなければならない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区子ども・若者・子育て会議条例（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、区長の附属機関として、世田谷区子ども・若者・子育て会議（以下「子ども・若者・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・若者・子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- 1 法第72条第1項各号に掲げる事項
- 2 地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事項
- 3 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（組織）

第3条 子ども・若者・子育て会議は、学識経験者及び区民のうちから、区長が委嘱する委員35人以内をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・若者・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。

4 会長は、子ども・若者・子育て会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故

があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 （会議） 第6条 子ども・若者・子育て会議は、会長が招集する。 2 子ども・若者・子育て会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 3 子ども・若者・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 （部会） 第7条 子ども・若者・子育て会議は、専門的事項を調査審議するため、部会を置くことができる。 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。 （会議の公開） 第8条 子ども・若者・子育て会議は、公開とする。ただし、子ども・若者・子育て会議の議決があったときは、非公開とすることができる。 （意見聴取） 第9条 子ども・若者・子育て会議は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 （委任） 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 （世田谷区子ども・青少年協議会条例及び世田谷区子ども・子育て会議条例の廃止） 2 次に掲げる条例は、廃止する。 （1）世田谷区子ども・青少年協議会条例（昭和31年3月世田谷区条例第11号） （2）世田谷区子ども・子育て会議条例（平成26年9月世田谷区条例第36号） 世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例の一部を改正する条例 世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例（平成28年3月世田谷区条例第15号）の一部を次のように改正する。 第1条第3号を次のように改める。 （3）法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助を受けている者又はその実施を解除された者 第1条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。 （4）法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護を解除された者 （5）児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受け、児童相談所又は子ども家庭支援センターの支援を受けていた者 附 則	この条例は、令和7年4月1日から施行する。 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。 「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。 第15条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。 第74条第6項中「若しくは」を「、」に改め、「いう。」の次に「若しくはこれらに類する施設として規則で定めるもの」を加える。 附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区プールの経営許可等に関する条例（昭和50年3月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。 第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 （罰則の適用に関する経過措置） 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。 世田谷区建築審査会条例の一部を改正する条例 世田谷区建築審査会条例（昭和58年3月世田谷区条例第10号）の一部を次のように改正する。 第9条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費」に改め、「、日当を6,500円、その他については」を削り、「定める額」の次に「に相当する額」を加え、同条第3項ただし書を削る。 附 則 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の第9条第2項及び第3項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（平成19年3月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。 第5条第1項中「第24条」を「第25条」に改め、同条第2項中「第19条及び第25条」を「第20条及び第26条」に改める。 第6条第1号ア中「第14条第1項第1号	及び第2項、第16条、第21条（令第20条第2項）を「第14条第3項及び第4項、第17条、第22条（令第21条第2項）に、「第22条並びに第24条」を「第23条並びに第25条」に改め、同号イ中「第18条第1項第2号」を「第19条第1項第2号」に改める。 第8条第3項中「第18条第2項第5号」を「第19条第2項第5号」に、「併設する」を「併設し、第13条第4号の基準を満たす」に改める。 第9条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。 3 第1項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車椅子使用者用便房を1以上設けなければならない。 第12条中「第18条第1項第3号」を「第19条第1項第3号」に改める。 第13条第2項中「第18条第2項第1号から第6号まで」を「第19条第2項第1号から第6号まで」に改め、同条第4項中「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同条第5項中「第18条第2項第7号」を「第19条第2項第7号」に、「第18条第2項第1号」を「第19条第2項第1号」に改める。 第14条第2項第7号中「第16条」を「第17条」に改める。 第15条各号列記以外の部分中「部分」の次に「（第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分）」を加え、同条第2号、第4号及び第6号中「1以上の」を削る。 附 則 1 この条例は、令和7年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の規定は、施行日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）にすることを含む。以下同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全について適用し、施行日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全については、なお従前の例による。 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。 第4条第6項中「第26条」を「第27条」に改め、同条第8項中「第11条」を「第7条」に改める。 附 則 この条例中第4条第8項の改正規定は令和7年4月1日から、同条第6項の改正規定は同年6月1日から施行する。
--	---	---

世 田 谷 区 公 報

世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例

世田谷区営住宅管理条例（平成2年3月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中イをアとし、ロをイとし、同号ハ中「イ及びロ」を「ア及びイ」に改め、同号ハを同号ウとし、同条第2項ただし書を削り、同項第2号中イをアとし、ロをイとし、同号ハ中「ロ」を「イ」に改め、同号ハを同号ウとし、同項第7号中イをアとし、同号ロ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加え、同号ロを同号イとし、同号に次のように加える。

ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項若しくは第2項に規定する女性相談支援センターにより配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者又は配偶者暴力防止等法第3条第1項若しくは第2項に規定する配偶者暴力相談支援センター等において書面により配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出があったことの確認を受けている者

第5条第3項各号列記以外の部分中「第1項第2号イ」を「第1項第2号ア」に改め、同項第1号中イをアとし、ロをイとし、同号ハ中「ロ」を「イ」に改め、同号ハを同号ウとする。

第5条の2第3項中「前条第1項第2号ロ」を「前条第1項第2号イ」に改める。

第12条第1項第6号中イをアとし、ロをイとし、ハをウとし、ニをエとし、ホをオとする。

第21条の2第1項中「第5条第1項第2号イ」を「第5条第1項第2号ア」に、「同号イ」を「同号ア」に、「同号ロ」を「同号イ」に、「同号ハ」を「同号ウ」に改める。

別表に次のように加える。

世田谷区営船橋五丁目アパート

東京都世田谷区船橋五丁目26番1号及び2号

118

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
(2) 第5条第2項ただし書を削る改正規定及び同項第7号に次のように加える改正規定 令和7年4月1日
(3) 別表に次のように加える改正規定及び次項の規定 令和7年5月1日

2 別表に次のように加える改正規定の施行の前に、世田谷区営船橋五丁目アパートに相当する東京都営住宅及び共同施設に関し、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）及び東京都営住宅条例施行規則（平成10年東京都規則第25号）の規定によりなされた処分等は、この条例による改正後の世田谷区営住宅管理条例の規定によりなされたものとみなす。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部(1)の款世田谷区立淡島通り公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立池尻北公園	東京都世田谷区池尻四丁目27番16号
------------	--------------------

別表第1の1の部(1)の款世田谷区立桜丘こぶし公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立桜丘農業公園	東京都世田谷区桜丘四丁目19番10号
-------------	--------------------

別表第1の1の部(2)の款世田谷区立豪徳寺一丁目オリーブ公園の項の次に次のよう

に加える。

世田谷区立豪徳寺一丁目たまにゃん公園	東京都世田谷区豪徳寺一丁目1番3号
--------------------	-------------------

別表第1の1の部(5)の款世田谷区立給田水無公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立給田六所神社通り公園	東京都世田谷区上祖師谷七丁目13番6号
-----------------	---------------------

別表第2公園施設の設置等に係る使用料の部土地の項中「1,695円」を「1,859円」に、「61円」を「66円」に改め、同部売店の項中「75,100円」を「82,800円」に改める。

別表第3電柱の項中「1,856円」を「1,933円」に改め、同表標識の項中「1,100円」を「1,145円」に改め、同表水道管、下水道管及びガス管の項中「165円」を「171円」に、「412円」を「429円」に、「825円」を「859円」に改め、同表電線の項中「137円」を「143円」に、「165円」を「171円」に、「412円」を「429円」に、「825円」を「859円」に改め、同表鉄塔の項及び変圧塔及びマンホールの類の項中「1,375円」を「1,432円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「550円」を「572円」に改め、同表公衆電話所の項中「1,375円」を「1,432円」に改め、同表地下の占用物件の項中「1,038円」を「1,245円」に、「412円」を「429円」に改め、同表高架の占用物件の項中「687円」を「716円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項中「1,184円」を「1,420円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「10,800円」を「11,280円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「1,912円」を「1,997円」に、「16,875円」を「17,625円」に改め、同表その他の占用の項中「45円」を「47円」に改める。

別表第4備考以外の部分を次のように改める。

別表第4（第13条関係）
公園施設の使用料

種 別	単 位	使 用 料		摘 要	
軟式野球場	1面（1時間以内）	平日	2,280円		
		土曜日、日曜日及び休日	2,680円		
庭球場	1面（1時間以内）	平日	1,540円		
		土曜日、日曜日及び休日	1,840円		
洋弓場	1人1回（1時間以内）	平日	大人	310円	
			子ども（18歳以下）	100円	
			障害者	100円	
			高齢者（65歳以上）	100円	
		土曜日、日曜日及び休日	大人	370円	
			子ども（18歳以下）	120円	
			障害者	120円	
水泳場	1人1回（2時間以内）	大人	440円	幼児の付添者は50円とし、障害者の介護者は無料とする。	
		子ども（18歳以下（幼児を除く。））	110円		
		幼児	無料		
		障害者	110円		

		障害者（18歳以下に限る。）	無料	
		高齢者（65歳以上）	110円	
附帯設備（夜間照明）	1 面（1 時間以内）	軟式野球場	3,740円	
		庭球場	930円	
和室（10畳）	午前（1 回 3 時間）	平日	2,860円	
		土曜日、日曜日及び休日	3,400円	
	午後（1 回 4 時間）	平日	3,810円	
		土曜日、日曜日及び休日	4,490円	
	1 日（1 回 8 時間）	平日	7,620円	
		土曜日、日曜日及び休日	9,120円	
和室（8 畳）	午前（1 回 3 時間）	平日	2,450円	
		土曜日、日曜日及び休日	2,860円	
	午後（1 回 4 時間）	平日	3,260円	
		土曜日、日曜日及び休日	3,810円	
	1 日（1 回 8 時間）	平日	6,530円	
		土曜日、日曜日及び休日	7,760円	
和室（4.5畳）	午前（1 回 3 時間）	平日	1,630円	
		土曜日、日曜日及び休日	1,900円	
	午後（1 回 4 時間）	平日	2,170円	
		土曜日、日曜日及び休日	2,580円	
	1 日（8 時間）	平日	4,350円	
		土曜日、日曜日及び休日	5,170円	
茶室	午前（1 回 3 時間）	平日	2,720円	
		土曜日、日曜日及び休日	3,260円	
	午後（1 回 4 時間）	平日	3,540円	
		土曜日、日曜日及び休日	4,220円	
	1 日（1 回 8 時間）	平日	7,210円	
		土曜日、日曜日及び休日	8,580円	
駐車場	自動車 1 台（30分以内）	200円	世田谷区立世田谷公園、世田谷区立羽根木公園及び世田谷区立二子玉川公園の駐車場に限る。	
	自動車 1 台（20分以内）	100円	世田谷区立玉川野毛町公園及び世田谷区立次大夫堀公園の駐車場に限る。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
ただし、別表第 1 の改正規定は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。
- 別表第 1 の改正規定の施行前に、世田谷区立池尻北公園に相当する世田谷区立池尻北広場及び世田谷区立桜丘農業公園に相当する世田谷区立桜丘農業広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成 7 年 3 月世田谷区条例第 19 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、世田谷区立池尻北公園及び世田谷区立桜丘農業公園に関し、この条例による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- この条例による改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の使用及び占有に係る使用料及び占有料について適用し、同日前の使用及び占有に係る使用料及び占有料については、なお従前の例による。
- この条例による改正後の別表第 4 の規

定は、令和 7 年 10 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例
世田谷区立多摩川玉堤広場条例（昭和 53 年 11 月世田谷区条例第 44 号）の一部を次のように改正する。
別表施設の部庭球場の項中「650円」を「750円」に、「1,000円」を「1,150円」に改め、同部サッカー場の項中「650円」を「750円」に、「1,300円」を「1,500円」に改め、同表附帯設備の部駐車場の項中「30分」を「20分」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例

世田谷区立身近な広場条例（平成 7 年 3 月世田谷区条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の部世田谷区立池尻北広場の項を削る。

別表第 2 身近な広場施設の設置等に係る使用料の部土地の項中「1,695円」を「1,859円」に、「61円」を「66円」に改める。

別表第 3 電柱の項中「1,856円」を「1,933円」に改め、同表標識の項中「1,100円」を「1,145円」に改め、同表水道管、下水道管及びガス管の項中「165円」を「171円」に、「412円」を「429円」に、「825円」を「859円」に改め、同表電線の項中「137円」を「143円」に、「165円」を「171円」に、「412円」を「429円」に、「825円」を「859円」に改め、同表鉄塔の項及び変圧塔及びマンホールの類の項中「1,375円」を「1,432円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項

世田谷区公報

中「550円」を「572円」に改め、同表公衆電話所の項中「1,375円」を「1,432円」に改め、同表地下の占用物件の項中「1,038円」を「1,245円」に、「412円」を「429円」に改め、同表高架の占用物件の項中「687円」を「716円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項中「1,184円」を「1,420円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「10,800円」を「11,280円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「1,912円」を「1,997円」に、「16,875円」を「17,625円」に改め、同表その他の占用の項中「45円」を「47円」に改める。 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の1の部世田谷区立池尻北広場の項を削る改正規定は、令和7年3月31日から施行する。 2 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和7年4月1日以後の使用及び占用に係る使用料及び占用料について適用し、同日前の使用及び占用に係る使用料及び占用料については、	なお従前の例による。 世田谷区立ミニS L条例の一部を改正する条例 世田谷区立ミニS L条例（昭和57年3月世田谷区条例第27号）の一部を次のように改正する。 別表中「小学生」を「子ども（18歳以下）」に、「中学生以上の者」を「大人」に、「100円」を「110円」に改める。 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和7年10月1日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付される使用料については、なお従前の例による。 世田谷区公共物管理条例の一部を改正する条例 世田谷区公共物管理条例（平成14年3月世田谷区条例第29号）の一部を次のように改正する。 別表2の部第1種の項中 「3,641」を	「4,143」に改め、同部第2種の項中「1,092」を「1,242」に改め、同部第3種の項及び第4種の項中「3,641」を「4,143」に改め、同部第5種の項中「1,820」を「2,071」に改め、同部第6種の項中「3,641」を「4,143」に改める。 附 則 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。 世田谷区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例 世田谷区道路占用料等徴収条例（昭和28年6月世田谷区条例第18号）の一部を次のように改正する。 別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部から令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の部までを次のように改める。
--	---	--

法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	9,740
	第二種電柱		14,900
	第三種電柱		20,100
	第一種電話柱		8,690
	第二種電話柱		13,900
	第三種電話柱		19,100
	その他の柱類		860
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	86
	地下に設ける電線その他の線類		52
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	8,520
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	5,210
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	17,300
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	24,600
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	17,300
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	200
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		360
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		520
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		780
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		1,040
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1,560
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		2,080
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		3,650
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		5,210
	外径が1メートル以上のもの		10,400
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道及び軌道	占用面積1平方メートルにつき1年	17,300
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ及び雨よけ	占用面積1平方メートルにつき1年	17,300
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
			Aに0.006を乗じて得た額

		階数が 3 以上のもの		A に 0.007 を乗じて得た額
		上空に設ける通路		12,300
		地下に設ける通路		7,400
		その他のもの		11,000
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日		240
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		24,600
道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年		24,600
	標識	1 本につき 1 年		13,900
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートル又は 1 本につき 1 日	240
		その他のもの	占用面積 1 平方メートル又は 1 本につき 1 年	24,600
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1 基につき 1 年	246,700
		その他のもの		123,300
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		17,300
令第 7 条第 3 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		A に 0.024 を乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料置場	板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		24,600
	危険防止施設			10,300
	詰所			24,600
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		17,300

別表備考に次の 1 号を加える。

- 9 占用の期間が 1 月未満である場合の占用料の額は、この表の規定により算出して得た額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の占用に係る占用料（世田谷区道路占用料等徴収条例第 1 条に規定する占用料をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

世田谷区自転車条例（昭和 59 年 3 月世田谷区条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

目次中「大規模店舗等」を「商業施設等」に改める。

第 2 条第 2 項中第 3 号から第 7 号までを削り、第 8 号を第 3 号とする。

第 8 条中「官公署、学校、図書館その他の公共公益施設及び大規模店舗、金融機関、遊技場等、スポーツ施設、学習施設その他の自転車等の大量」を「公共施設、商業施設、娯楽施設等の自転車等」に改める。

第 4 章の章名を次のように改める。

第 4 章 商業施設等の自転車等駐車場附置義務

第 28 条から第 34 条までを次のように改める。

（新築施設における自転車等駐車場の設置等）

第 28 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。以下「指定区域」という。）において、別表第 3 施設の用途の欄に掲げる用途に供する施設（同欄に掲げる用途のうち 2 以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）を含む。）で一の建物（一の建物として規則で定めるものを含む。）を新築しようとする者は、同表自転車等駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した規模（混合用途施設にあっては、当該用途ごとに同欄に掲げる基準により算定した規模）が 10 台以上である場合は、その規模以上の自転車等を収容可能な自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は規則で定める場所に設置しなければならない。

2 別表第 3 に規定する施設の面積（以下「施設面積」という。）の算定方法は、規則で定める。

（施設の増築に係る自転車等駐車場の規模）

第 29 条 指定区域において、別表第 3 施設の用途の欄に掲げる用途に供する施設となる増築をしようとする者は、当該増築後の施設をすべて新築したものとみなして、前条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現に設置されている自転車等駐車場の規模を控除して得た規模以上の自転車等駐車場を設置しなければならない。

（施設の用途を変更する場合の自転車等駐

車場の規模）

第 30 条 指定区域において、施設の用途を変更しようとする者は、当該用途の変更後の施設をすべて新築したものとみなして、第 28 条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現に設置されている自転車等駐車場の規模を控除して得た規模以上の自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

（指定区域の内外にわたる施設に係る自転車等駐車場の設置等）

第 31 条 第 28 条から前条までの規定に該当する施設が指定区域の内外にわたる場合は、当該施設のうち指定区域外に存する部分は存しないものとみなして、第 28 条から前条までの規定を適用する。

（自転車等駐車場の構造及び設備）

第 32 条 第 28 条から第 30 条までの規定に基づき設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、施設利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

2 前項の自転車等駐車場の構造及び設備は、規則で定める技術基準によるものとする。

（自転車等駐車場の設置等の届出）

第 33 条 第 28 条又は第 29 条の規定に基づき自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところによりその内容を区長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、自転車等駐車場の工事を完了したときは、

規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。 (適用除外) 第34条 自転車等の大量の駐車需要を生じさせない施設として規則で定めるものに該当する場合については、第28条から第	30条までの規定は、適用しない。 第35条中「第28条から第32条まで」を「第28条又は第29条」に改める。 第36条第1項中「第28条から第32条まで」を「第28条若しくは第29条」に改める。 第36条の2中「第28条から第33条まで」	を「第28条、第29条、第31条、第32条」に改める。 別表第2から別表第3までを次のように改める。
---	--	---

別表第2（第24条関係）

1 定期

種別	屋根	利用料金（1月）			
		一般	学生等	障害者	学生等である障害者
自転車	有	3,000円	2,700円	1,500円	1,350円
	無	2,800円	2,500円	1,400円	1,250円
原動機付自転車		4,000円	4,000円	2,000円	2,000円
自動二輪車		12,270円	12,270円	6,130円	6,130円

2 日ぎめ

区分	利用料金（1回）
自転車	200円
原動機付自転車	400円
自動二輪車	980円

3 時間ぎめ

区分	利用料金（24時間以内）
自転車	600円
原動機付自転車	800円
自動二輪車	980円

備考

- この表において「学生等」とは、大学、高等学校、中学校、小学校その他の規則で定める学校に在学し、教育を受ける学生、生徒、児童等をいう。
- この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。

別表第2の2（第25条関係）

種類	発行価額
自転車用回数券（日ぎめ券 12枚つづり）	2,000円
原動機付自転車用回数券（日ぎめ券 12枚つづり）	4,000円
自動二輪車用回数券（日ぎめ券 12枚つづり）	9,810円

別表第3（第28条－第30条関係）

施設の用途	自転車等駐車場の規模
スーパーマーケット等、ぱちんこ屋等の遊技場又は学習施設	施設面積20平方メートルごとに1台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、40平方メートルごとに1台）
スポーツ施設	施設面積25平方メートルごとに1台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、50平方メートルごとに1台）
飲食店	施設面積30平方メートルごとに1台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、60平方メートルごとに1台）
ドラッグストア、日用品店、衣料品店又は金融機関	施設面積40平方メートルごとに1台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、80平方メートルごとに1台）
各種専門店又は映画館・劇場等	施設面積100平方メートルごとに1台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、200平方メートルごとに1台）

備考

- スーパーマーケット等とは、主として食品及び日用品をセルフサービス方式により小売する施設をいう。
- 遊技場とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うための施設をいう。
- 学習施設とは、教室、講堂、実習室等を常設し、学習、教養、趣味等の教授のために一般の利用者を対象としてこれらを営業する施設をいう。
- スポーツ施設とは、スポーツ、体育又は健康の増進のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。
- 飲食店とは、客を来集させ、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業を行う施設のうち、その建物内で飲食させる行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。
- ドラッグストアとは、主として医療品、化粧品等を取り扱い、家庭用品、加工食品等の最寄り品をセルフサービス方式により小売する施設をいう。
- 日用品店とは、主として日用品を小売する施設をいう。

- 8 衣料品店とは、主として衣料品を小売する施設をいう。
- 9 金融機関とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）に規定する長期信用銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫、労働金庫法（昭和28年法律第227号）に規定する労働金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する信用協同組合及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合をいう。
- 10 各種専門店とは、特定の物品を中心に小売する施設をいう。
- 11 映画館・劇場等とは、興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する施設をいう。
- 12 混合用途施設で施設面積の合計が5,000平方メートルを超えるものについては、「5,000平方メートル」とあるのは、「5,000平方メートルに当該施設面積が各用途の施設面積の合計に占める割合を乗じて得た面積」と読み替えるものとする。
- 13 自転車等駐車場の規模に1台未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第2及び別表第2の2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区自転車条例（以下「改正後の条例」という。）第28条から第30条まで及び別表第3の規定は、施行日以後新たに改正後の条例第28条第1項に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）において同表施設の用途の欄に掲げる用途に供する施設（以下「施設」という。）に係る新築、増築又は用途の変更の工事（以下「工事」という。）に着手した者について適用し、施行日前に工事に着手した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第28条から第30条まで及

び別表第3の規定は、新たに指定区域が定められた場合において、新たに指定区域となった日から起算して6月以内に次に掲げる工事に着手した者については、当該工事に限り、適用しない。

- (1) 当該指定区域となった区域内における施設の工事
- (2) 当該敷地が当該指定区域となった区域と既に指定区域となっている区域以外の区域にわたる施設の工事

世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正する条例
世田谷区立郷土資料館条例（昭和39年7月世田谷区条例第37号）の一部を次のように改正する。
第11条の表午前9時から正午までの項中「1,260円」を「1,620円」に改め、同表午後

1時から午後4時30分までの項中「1,470円」を「1,890円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第11条の表の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例

世田谷区立図書館条例（昭和41年10月世田谷区条例第44号）の一部を次のように改正する。
別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

区分	一般投影		特別投影
	個人	団体（1人につき）	
大人	520円	410円	1,300円の範囲内において教育委員会がその都度定める額
子ども（18歳以下（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。））	130円	100円	650円の範囲内において教育委員会がその都度定める額

備考

- 1 小学校就学の始期に達するまでの者は、無料とする。
- 2 団体とは、20人（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）以上の集団をいう。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、令和7年10月1日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

世田谷区立学校施設使用条例（昭和52年4月世田谷区条例第16号）の一部を次のように改正する。
別表第2の1の部体育館の項中「320円」を「410円」に、「790円」を「1,010円」に、「130円」を「160円」に、「小人（小・中学生）」を「子ども（18歳以下（幼児を除く。））」に、「50円」を「60円」に改め、同部格技室の項中「320円」を「410円」に、「790円」を「1,010円」に改め、同部教室の項中「260円」を「330円」に改め、同部校庭の項中「320円」を「410円」に改め、同部庭球場の項中「850円」を「1,080円」に改め、同表の2の部個人の項中「240円」を「300円」に、「360

円」を「460円」に、「100円」を「120円」に、「小人（小・中学生）」を「子ども（18歳以下（幼児を除く。））」に、「障害者（小・中学生に限る。）」を「障害者（18歳以下に限る。）」に改め、同表の3の部個人の項中「480円」を「540円」に、「150円」を「170円」に、「小人（小・中学生）」を「子ども（18歳以下（幼児を除く。））」に、「障害者（小・中学生に限る。）」を「障害者（18歳以下に限る。）」に、「240円」を「270円」に、「80円」を「90円」に改め、同部団体の項中「5,760円」を「6,530円」に改め、同表の4の部日曜日、土曜日及び休日の項中「5,280円」を「6,760円」に、「7,920円」を「10,150円」に、「11,880円」を「15,230円」に、「19,800円」を「25,380円」に改め、同部日曜日、土曜日及び休日以外の日の項中「3,960円」を「5,070円」に、「6,600円」を「8,460円」に、「9,240円」を「11,840円」に、「15,840円」を「20,300円」に改め、同表の5の部中「360円」を「460円」に、「小人（小・中学生）」を「子ども（18歳以下）」に、「150円」を「190円」に改め、同表備考第4号中「120円」を「140円」に、「小人」を「子ども（18歳以

下の者（幼児を除く。）をいう。）に、「小・中学生」を「18歳以下の者」に、「40円」を「50円」に改め、同表備考第5号中「幼児、小学生又は中学生」を「子ども（18歳以下の者をいう。）」に改め、同表備考第6号中「180円」を「230円」に、「小人」を「子ども（18歳以下の者をいう。）」に、「80円」を「100円」に改める。

別表第3校庭の項中「1,320円」を「1,690円」に改め、同表庭球場の項中「660円」を「840円」に改め、同表小ホールの項中「750円」を「960円」に、「1,000円」を「1,280円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区立認定こども園保育料条例（平

成27年12月世田谷区条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「4歳」を「法第19条第1号に該当する者にあつては3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者を、同条第2号に該当する者にあつては4歳」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和7年3月5日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第12号

世田谷区立区民斎場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第13号

世田谷区立駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第14号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第15号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則一部を改正する規則

世田谷区規則第16号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第17号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第18号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第19号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第20号

世田谷区立世田谷美術館条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第21号

世田谷区立世田谷文学館条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第22号

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第23号

世田谷区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第24号

世田谷区立総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第25号

世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第26号

世田谷区立保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第27号

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の

人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第28号

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第29号

世田谷区子ども条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第30号

世田谷区子どもの権利委員会条例施行規則

世田谷区規則第31号

世田谷区子ども・若者・子育て会議条例施行規則

世田谷区規則第32号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第33号

世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第34号

世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第35号

世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第36号

世田谷区立ミニS L条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第37号

世田谷区自転車条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立区民斎場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立区民斎場条例施行規則（平成8年5月世田谷区規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「午前零時」を「午前0時」に改める。

第3条中「使用しよう」を「斎場の施設（以下「施設」という。）を使用しよう」に改める。

第4条第3項中「第1項」を「条例第5条第1号及び第2号に掲げるものによる第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 条例第5条第3号に掲げるものによる第1項の申請は、施設の使用日の属する月の2月前の月の初日から受け付けるものとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

第5条第2項中「斎場の施設（以下「施設」という。）」を「施設」に改める。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第1号、第3条及び第5条第2項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 世田谷区立区民斎場条例の一部を改正する条例（令和7年3月世田谷区条例第3号）による改正後の世田谷区立区民斎場条例（平成8年3月世田谷区条例第22

号）第5条第3号に掲げるものは、令和7年4月1日前においても、この規則による改正後の第4条第4項の規定の例により、同条例第6条第1項に規定する申請（以下「申請」という。）をすることができる。

3 前項に規定するものによる令和7年5月31日以前の使用に係る申請は、この規則による改正後の第4条第4項の規定にかかわらず、公布の日から受け付ける。

世田谷区立駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立駐車場条例施行規則（平成15年9月世田谷区規則第99号）の一部を次のように改正する。

別表世田谷区立玉川総合支所駐車場の項中「10分」を「8分」に改め、同表世田谷区立砧総合支所駐車場の項中「15分」を「10分」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第34号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第7項第2号中「、条例第9条の3第1項の規定による請求にあつては3歳に、条例第9条の4第1項の規定による請求にあつては」を削る。

第12条第2項第4号中「定める職員に準ずる」を「掲げる職員に準ずる者として」に改める。

第24条の4第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第24条の5の見出しを「（子の看護等休暇）」に改め、同条第1項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「9歳」を「満12歳」に、「を養育する」を「又は満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある次に掲げる子（以下「障害児等」という。）を養育する」に、「看護（）」を「看護等（）」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事への参加をする」に、「第4項」を「第6項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事が定めるところにより交付された愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を有する子
- (2) 治療方法が確立していない疾病その

他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である子

- (3) 児童福祉法第6条の2第1項に定める小児慢性特定疾病にかかっている子
- (4) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児
- (5) 前各号に掲げる子に準ずる子として任命権者が定める子

第24条の5第2項から第5項までの規定中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改め、同条第6項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「看護を」を「看護等を」に改める。

第25条の2第3項中「よる部分休業」の次に「又は条例第16条の3第1項の規定による子育て部分休暇」を、「当該部分休業」の次に「又は当該子育て部分休暇」を加え、同条の次に次の5条を加える。

（子育て部分休暇）

第25条の3 子育て部分休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として承認する。

2 条例第16条の3第1項の規則で定める子は、満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児等とする。

3 職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業、条例第15条第1項の規定による育児時間又は条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 任命権者は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

5 子育て部分休暇の申請は、システムにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、任命権者が別に定める様式により行うことができる。

6 任命権者は、子育て部分休暇の申請について、条例第16条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

7 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

8 任命権者は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

- (1) 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。
- (2) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。
- (3) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

9 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、システムにより任命権者に届け出なければならない。ただし、システムにより難しい場合は、任命権者が別に定める様式により届け出ることができる。

（対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第25条の4 条例第16条の4第1項の規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 条例第9条の2第2項の規定において準用する同条第1項の規定による深夜勤務の制限
- (2) 条例第9条の3第2項の規定において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限
- (3) 条例第9条の4第2項の規定において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限
- (4) 条例第15条第1項に規定する短期の介護休暇
- (5) 条例第16条第1項に規定する介護休暇
- (6) 条例第16条の2第1項に規定する介護時間

第25条の5 条例第16条の4第1項又は第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 介護両立支援制度等
- (2) 介護両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- (3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

2 条例第16条の4第1項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（同条第1項の規定による場合における第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することが

できるものに限る。）

第25条の6 条例第16条の4第1項の規則で定める措置（第3号に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。）は、次に掲げる措置とする。

- (1) 面談
- (2) 書面の交付
- (3) 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（勤務環境の整備に関する措置）

第25条の7 条例第16条の5第3号の規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- (2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

第26条中「及び前2条」を「、第25条及び第25条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 第24条の4第3項第1号の改正規定 令和7年6月1日

（施行前の準備）

2 この規則による改正後の第25条の3の規定による子育て部分休暇の申請は、令和7年4月1日以前においても行うことができる。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年1月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「病気休暇は」の次に「、原則として」を加える。

第16条中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第22条第1項中「以下」を「第29条第1項第3号を除き、以下」に改める。

第27条の見出しを「（子の看護等休暇）」に改め、同条第1項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「9歳」を「満12歳」に、「」の看護を「」又は満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある次に掲げる子（以下「障害児等」という。）の看護等に、「又は疾病の予防を図るために必要な当該子の世話をを行うことをいう。以下」を「、疾病の予防を図るために必要な当該子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすることという。第6項において」に改め、同

項に次の各号を加える。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事が定めるところにより交付された愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を有する子
- (2) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である子
- (3) 児童福祉法第6条の2第1項に定める小児慢性特定疾病にかかっている子
- (4) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児
- (5) 前各号に掲げる子に準ずる子として任命権者が定める子

第27条第2項から第5項までの規定中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改め、同条第6項中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、「看護を」を「看護等を」に改める。

第29条第1項中「掲げる者」の次に「（第32条の4において「対象家族」という。）」を加える。

第31条第2項中「次項」の次に「及び第32条の2」を加え、同条第3項中「規定する育児時間」の次に「、第32条の2に規定する子育て部分休暇」を、「当該育児時間」の次に「、当該子育て部分休暇」を加える。

第32条の次に次の4条を加える。
（子育て部分休暇）

第32条の2 任命権者は、会計年度任用職員が満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該会計年度任用職員の子又は満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児等を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇の承認は、申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき基準時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

3 第22条に規定する育児時間、第31条に規定する介護時間又は職員の育児休業等に関する条例第15条に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき基準時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該部分休業の承認を受けて勤務しない時

間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 任命権者は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

5 職員勤務時間規則第25条の3第5項から第9項までの規定は、会計年度任用職員の子育て部分休暇の申請及び承認等について準用する。

（子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用職員）

第32条の3 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合に子育て部分休暇を承認するものとする。

(1) 当該会計年度任用職員について定められた1週間の勤務日数が3日以上、1月の勤務日数が9日以上又は1年間の勤務日数が97日以上であること。

(2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があること。

（対象家族が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等）

第32条の4 条例第16条の4及び職員勤務時間規則第25条の4から第25条の6までの規定は、対象家族が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員に対する意向確認等について準用する。

（勤務環境の整備に関する措置）

第32条の5 条例第16の5及び職員勤務時間規則第25条の7の規定は、会計年度任用職員の勤務環境の整備に関する措置について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この規則による改正後の第32条の2の規定による子育て部分休暇の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年3月世田谷区規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年1月世田谷区規則第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「又は育児休業法」を「、育児休業法」に、「勤務しない時間（）」を「勤務しない時間又は会計年度任用職員勤務時間規則第32条の2に規定する子育て部分休

暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間（）」に改める。

第23条の2第3項中「若しくは会計年度任用職員勤務時間規則」を「、会計年度任用職員勤務時間規則」に、「（）」により「」を「」若しくは子育て部分休暇により」に改め、同条第5項中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和43年6月世田谷区規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「又は修学部分休業」を「、修学部分休業」に改め、「部分休業により勤務しない時間」の次に「又は勤務時間条例第16条の3に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年3月世田谷区規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第5項中「若しくは勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「介護時間」という。）の次に「若しくは勤務時間条例第16条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）」を加え、同条第7項中「介護時間又は」を「介護時間、子育て部分休暇又は」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区立世田谷美術館条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立世田谷美術館条例施行規則（昭和61年3月世田谷区規則第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「同条第5号」を「同条第6号」に改める。

別表1の部展示台の項中「200円」を「220円」に改め、同部彫刻台の項及びスポットライトの項中「100円」を「110円」に改め、同表2の部展示台（大）の項中「200円」を「220円」に改め、同部展示台（小）の項中「100円」を「110円」に改め、同部スポットライトの項中「50円」を「60円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の別表の規定は、令和7年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

世 田 谷 区 公 報

令和 7 年 3 月 31 日（臨時号）

世田谷区立世田谷文学館条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区立世田谷文学館条例施行規則（平成 7 年 3 月世田谷区規則第20号）の一部を次のように改正する。 第11条第 1 項ただし書中「同条第 3 号」を「同条第 4 号」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。			他の款調理・食器セットの項中「1 式」を「一式」に、「1,600円」を「1,810円」に改め、同款工作道具セットの項から被服道具セットの項までの規定中「1 式」を「一式」に、「800円」を「900円」に改める。 附 則 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この規則による改正後の第 6 条第 2 項の規定は、令和 9 年 2 月 1 日以後の使用に係る申出について適用し、同日前の使用に係る申出については、なお従前の例による。 3 この規則による改正後の別表第 1 の規定は、施行日以後に使用の申請をした者の令和 7 年10月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る使用料及び施行日以後に使用の申請をした者の令和 7 年10月 1 日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。			のように改正する。 別表第 2 の 1 の部舞台器具の款所作台の項中「1 式」を「一式」に、「7,000円」を「9,100円」に改め、同款松羽目の項から屏風の項までの規定中「1 式」を「一式」に、「1,500円」を「1,950円」に改め、同款平台の項中「200円」を「260円」に改め、同款山台の項中「400円」を「520円」に改め、同款もうせんの項中「150円」を「190円」に改め、同款長座布団の項中「300円」を「390円」に改め、同款高座用座布団の項中「200円」を「260円」に改め、同款反響板の項中「1 式」を「一式」に、「4,000円」を「5,200円」に改め、同款演台の項中「1 式」を「一式」に、「700円」を「910円」に改め、同款譜面台の項中「50円」を「60円」に改め、同款指揮者台・指揮者用譜面台の項中「1 式」を「一式」に、「400円」を「520円」に改め、同款リノリウムの項中「700円」を「910円」に改め、同款バレエバー・バレエスタンドの項中「1 式」を「一式」に、「700円」を「910円」に改め、同款展示パネルの項中「1 式」を「一式」に、「1,000円」を「1,300円」に改め、同部音響器具の款マイクロホンの項を次のように改める。																																						
世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例施行規則（平成 9 年 1 月世田谷区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。 第 6 条第 2 項中「16月」を「22月」に改める。 別表第 1 附帯設備の部音響・映像機器の款音響セットの項中「1 式」を「一式」に、「500円」を「560円」に改め、同款映像セットの項中「1 式」を「一式」に、「1,400円」を「1,580円」に、「1,800円」を「2,040円」に、「9,300円」を「10,540円」に改め、同款 D T Pセットの項中「1 式」を「一式」に、「1,400円」を「1,580円」に改め、同部その			世田谷区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区立区民会館条例施行規則（昭和 57 年 3 月世田谷区規則第 4 号）の一部を次																																									
<table><tr><td>マイクロホン</td><td>A</td><td rowspan="2">1 本</td><td rowspan="2">1 回</td><td>1,950円</td><td rowspan="2">スタンド付</td></tr><tr><td></td><td>B</td><td>650円</td></tr></table>			マイクロホン	A	1 本	1 回	1,950円	スタンド付		B	650円																																	
マイクロホン	A	1 本	1 回	1,950円			スタンド付																																					
	B			650円																																								
別表第 2 の 1 の部音響器具の款ワイヤレスマイクロホンの項中「1,500円」を「1,950円」に、「700円」を「910円」に改め、同款レコードプレーヤーの項中「1,000円」を「1,300円」に改め、同款オープンデッキの項中「1,500円」を「1,950円」に改め、同款カセットデッキの項中「700円」を「910円」に改め、同款 D A T の項及びディスクデッキの項中「1,000円」を「1,300円」に改め、同款 C D プレーヤー・カセットプレーヤーの項中「300円」を「390円」に改め、同款拡声装置の項中「1 式」を「一式」に、「3,000			円」を「3,900円」に、「1,500円」を「1,950円」に改め、同款ダイレクトボックスの項中「300円」を「390円」に改め、同款パワードスピーカーの項及びサブウーハーの項中「1 式」を「一式」に、「1,000円」を「1,300円」に改め、同款音響効果装置の項中「300円」を「390円」に改め、同款ポータブルミキサーの項中「1,000円」を「1,300円」に、「2,000円」を「2,600円」に改め、同部照明器具の款スポットライトの項中「300円」を「390円」に、「500円」を「650円」に、「700円」を「910円」に改め、同款ピンスポット			ライトの項中「1,500円」を「1,950円」に、「2,000円」を「2,600円」に改め、同款照明効果装置の項中「1,500円」を「1,950円」に改め、同款調光卓の項中「500円」を「650円」に改め、同款ボーダーライトの項からダウンライトの項までの規定中「300円」を「390円」に改め、同款フットライトの項中「150円」を「190円」に改め、同款パーライトの項及びストリップライトの項中「300円」を「390円」に改め、同款展示用ライトの項中「100円」を「130円」に改め、同部楽器の款ピアノの項を次のように改める。																																						
<table><tr><td>ピアノ</td><td>フルコンサート</td><td rowspan="5">1 台</td><td rowspan="5">1 回</td><td>5,850円</td><td></td></tr><tr><td></td><td>セミコンサート</td><td>2,600円</td><td></td></tr><tr><td></td><td>コンパクト</td><td>1,950円</td><td></td></tr><tr><td></td><td>アップライト</td><td>1,300円</td><td>楽屋にあるものを除く。</td></tr><tr><td></td><td>その他のもの</td><td>650円</td><td>楽屋にあるものを除く。</td></tr></table>			ピアノ	フルコンサート	1 台	1 回	5,850円			セミコンサート	2,600円			コンパクト	1,950円			アップライト	1,300円	楽屋にあるものを除く。		その他のもの	650円	楽屋にあるものを除く。																				
ピアノ	フルコンサート	1 台	1 回	5,850円																																								
	セミコンサート			2,600円																																								
	コンパクト			1,950円																																								
	アップライト			1,300円			楽屋にあるものを除く。																																					
	その他のもの			650円	楽屋にあるものを除く。																																							
別表第 2 の 1 の部楽器の款ドラムセットの項中「1 式」を「一式」に、「500円」を「650円」に改め、同款ギターアンプの項及			びベースアンプの項中「500円」を「650円」に改め、同款モニタースピーカー・ミキサーの項中「1 式」を「一式」に、「500円」			を「650円」に改め、同部映写器具の款映写機の項今次のように改める。																																						
<table><tr><td rowspan="9">映写機</td><td colspan="2">16ミリ</td><td rowspan="9">一式</td><td rowspan="9">1 回</td><td>1,950円</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">スライド</td><td>A</td><td>1,950円</td><td></td></tr><tr><td>B</td><td>650円</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">テレビ受像機</td><td>A</td><td>1,950円</td><td rowspan="2">ホール管理用のものを除く。</td></tr><tr><td>B</td><td>1,300円</td></tr><tr><td colspan="2">ビデオデッキ</td><td>1,300円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">ビデオカメラ</td><td>1,300円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">DVDプレーヤー</td><td>1,300円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">オーバーヘッドプロジェクター</td><td>910円</td><td></td></tr></table>			映写機	16ミリ		一式	1 回	1,950円		スライド	A	1,950円		B	650円		テレビ受像機	A	1,950円	ホール管理用のものを除く。	B	1,300円	ビデオデッキ		1,300円		ビデオカメラ		1,300円		DVDプレーヤー		1,300円		オーバーヘッドプロジェクター		910円							
映写機	16ミリ			一式	1 回			1,950円																																				
	スライド	A						1,950円																																				
		B						650円																																				
	テレビ受像機	A						1,950円	ホール管理用のものを除く。																																			
		B						1,300円																																				
	ビデオデッキ							1,300円																																				
	ビデオカメラ							1,300円																																				
	DVDプレーヤー							1,300円																																				
	オーバーヘッドプロジェクター		910円																																									

世田谷区公報

		ビデオプロジェクタ ー		3,900円		スクリーン付			
		レーザービジョンビ デオディスク装置		3,900円		カラオケ装置			
別表第2の1の部映写器具の款スクリー ンの項中「1式」を「一式」に、「1,500円」 を「1,950円」に、「700円」を「910円」に改 め、同表の2の部電気設備(ホールに限る。) の項中「150円」を「190円」に改め、同部 浴室の項中「1,500円」を「1,950円」に改め る。				別表第2の2のIの部舞台器具の款所作 台の項中「1式」を「一式」に、「7,000円」 を「9,100円」に改め、同款松羽目の項及び 背景幕の項中「1式」を「一式」に、「1,500 円」を「1,950円」に改め、同款振り落とし の項中「1式」を「一式」に、「500円」を 「650円」に改め、同款金屏風の項中「1式」				を「一式」に、「1,500円」を「1,950円」に 改め、同款平台の項中「200円」を「260円」 に改め、同款山台の項中「400円」を「520 円」に改め、同款もうせんの項を次のよう に改める。	
もうせん		大	1枚	1回	190円				
		小			60円				
別表第2の2の1の部舞台器具の款反響 板の項中「1式」を「一式」に、「4,000円」 を「5,200円」に改め、同款演台の項中「1 式」を「一式」に、「700円」を「910円」に				改め、同款譜面台の項中「50円」を「60円」 に改め、同款指揮者台・指揮者用譜面台の 項中「1式」を「一式」に、「400円」を「520 円」に改め、同款地絨の項中「700円」を「910				円」に、「300円」を「390円」に改め、同款 リノリウムの項中「700円」を「910円」に 改め、同項の次に次のように加える。	
バレエバー・バレエスタンド			一式	1回	910円	移動式			
別表第2の2の1の部舞台器具の款パン チカーペットの項中「300円」を「390円」 に、「200円」を「260円」に改め、同款長座				布団の項中「300円」を「390円」に改め、 同款高座用座布団の項中「200円」を「260 円」に改め、同款展示パネルの項中「1式」				を「一式」に、「1,000円」を「1,300円」に 改め、同部音響器具の款マイクロホンの項 を次のように改める。	
マイクロホン		A	1本	1回	1,950円	スタンド付			
		B			650円				
別表第2の2の1の部音響器具の款ワイ ヤレスマイクロホンの項中「1,500円」を 「1,950円」に、「700円」を「910円」に改め、 同款レコードプレーヤーの項中「1,000円」				を「1,300円」に改め、同款オープンデッキ の項中「1,500円」を「1,950円」に改め、同 款カセットデッキの項中「700円」を「910 円」に改め、同款D A Tの項中「1,000円」				を「1,300円」に改め、同款ディスクデッキ の項中「1,000円」を「1,300円」に改め、同 項の次に次のように加える。	
C Dプレーヤー・カセットプレー ヤー			1台	1回	390円				
別表第2の2の1の部音響器具の款拡声 装置の項中「1式」を「一式」に、「3,000円」 を「3,900円」に、「1,500円」を「1,950円」 に改め、同款メインスピーカーの項中「1				式」を「一式」に、「3,000円」を「3,900円」 に改め、同款サブウーハーの項中「1式」 を「一式」に、「1,000円」を「1,300円」に 改め、同款ダイレクトボックスの項中「300				円」を「390円」に改め、同項の次に次のよう に加える。	
パワードスピーカー			一式	1回	1,300円	移動式			
別表第2の2のIの部音響器具の款音響 効果装置の項中「300円」を「390円」に改 め、同款ポータブルミキサーの項中「1,000 円」を「1,300円」に、「2,000円」を「2,600				円」に改め、同部照明器具の款スポットラ イトの項中「300円」を「390円」に、「500 円」を「650円」に、「700円」を「910円」 に、「200円」を「260円」に改め、同款ピン				スポットライトの項中「1,500円」を「1,950 円」に、「2,000円」を「2,600円」に改め、 同項の次に次のように加える。	
カッターピンスポットライト			1台	1回	300円				
別表第2の2の1の部照明器具の款照明効果装置の項中「1,500円」を「1,950円」に改め、同項の次に次のように加える。									
調光卓			1台	1回	500円	移動式			
別表第2の2の1の部照明器具の款ボー ダーライトの項及び水平ライトの項中「300円」を「390円」に改め、同款フットラ イトの項中「150円」を「190円」に改め、同款ストリップライトの項中「300円」を「390円」に改め、同款展示用ライトの項中「100 円」を「130円」に改め、同部ピアノの款を次のように改める。									
楽器	ピアノ	フルコン サート	A	1台	1回	5,850円			
			B			4,550円			
		セミコンサート				2,600円			
		コンパクト				1,950円			
		アップライト				1,300円			
		その他のもの				1,300円			
	ドラムセット		一式	1回	650円				

ギターアンプ	1台 1回	650円	
ベースアンプ	1台 1回	650円	
モニタースピーカー・ミキサー	一式 1回	650円	

別表第2の2の1の部映写器具の款映写機の項を次のように改める。

映写機	16ミリ	一式 1回	1,950円	
	スライド		1,950円	
	A		650円	
	B			
	テレビ受像機		1,300円	ホール管理用のものを除く。
	ビデオデッキ		1,300円	
	ビデオカメラ		1,300円	
	DVDプレーヤー		1,300円	
	オーバーヘッドプロジェクター		910円	
	ビデオプロジェクター		3,900円	スクリーン付
	レーザービジョンビデオディスク装置		3,900円	カラオケ装置

別表第2の2の1の部映写器具の款スクリーンの項中「1式」を「一式」に、「1,500円」を「1,950円」に、「700円」を「910円」に改め、同表の2の部電気設備（ホールに限る。）の項中「150円」を「190円」に改める。

第2号様式中「ピアノ」を「楽器」に改める。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の別表第2及び別表第2の2の規定は、令和71年10月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

世田谷区立総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立総合運動場条例施行規則（平成20年3月世田谷区規則第50号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「受けなければ」を「受け、又は利用料金を納付し、条例第17条第1項に規定する回数券（以下「回数券」という。）の交付を受けなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、回数券の交付を受けた者は、使用当日、回数券と引換えに施設利用券の交付を受けなければならない。

第7条第1項中「条例第17条第1項に規定する回数券（以下「回数券」という。）」を「回数券」に改める。

第11条ただし書中「及び」を「又は」に、「並びに」を「及び」に、「確認する」を「その確認をする」に改める。

別表第4備考中「トレーニングルーム」又は「水泳場」を「第1武道場（畳）、第2武道場（床）、弓道場、エアライフル場、体育室、会議室兼軽運動室及びトレーニングルーム」、洋弓場、水泳場又は陸上競技場」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立区民農園条例施行規則（平成6年1月世田谷区規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第14条関係）

期間	規模	
	おおむね10平方メートル	おおむね15平方メートル
1月	850円	1,270円
2月	1,700円	2,540円
3月	2,550円	3,810円
4月	3,400円	5,080円
5月	4,250円	6,350円
6月	5,100円	7,620円
7月	5,950円	8,890円
8月	6,800円	10,160円
9月	7,650円	11,430円
10月	8,500円	12,700円
11月	9,350円	13,970円

附 則

- この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この規則による改正後の別表第3の規定は、施行日以後に利用の承認を受けた者の令和7年10月1日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

世田谷区立保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立保健センター条例施行規則（昭和51年12月世田谷区規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「午後9時」を「午後10時」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分ただし書中「第1号に掲げる日を除くもの」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第3条の2の2を第3条の2の3とし、第3条の2を第3条の2の2とし、第3条の次に次の1条を加える。
（運動指導室の使用時間の区分）

第3条の2 条例第3条の2の2に規定する規則で定める運動指導室の使用時間の区分は、別表のとおりとする。

第3条の3第1項第1号中「第3条の2第2項各号」を「第3条の2の2第2項各号」に改める。

第3条の4第1項中「第1火曜日（その）」を「月の初日から5日（これらの）」に、「直後」を「直前」に改め、「から当該日の2営業日（保健センターの開所日をいう。）後の日」を削り、「提出」の次に「その他の方法」を加える。

第3条の5第1項中「その使用しようとする日（その日が保健センターの休所日に当たる場合は、その直前の休所日でない日）」の3営業日前」を「使用しようとする日」に改める。

第3条の6中「交付」の次に「その他の方法」を加える。

第3条の7中「書面」の次に「その他の書類等で使用の承認を受けた者であることを確認することができるもの」を加える。

第3条の10第1項中「日（その日が保健センターの休所日に当たる場合は、その直前の休所日でない日）の3営業日前まで」を「当日」に改め、同条第2項を削る。

第4条第1項第2号中「条例別表第1の5の項」を「条例別表5の項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条の2関係）

使用日	区分	使用時間
令和7年4月1日から同年5月31日まで	午前	午前9時から正午まで
	午後	午後1時から午後5時まで
	夜間	午後6時から午後9時まで
令和7年6月1日以降	午前	午前9時から正午まで
	午後A	午後0時30分から午後2時30分まで
	午後B	午後3時から午後5時まで
	夕方	午後5時30分から午後7時30分まで
	夜間	午後8時から午後10時まで

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（令和元年11月世田谷区規則第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号及び第5項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第5条に次の1項を加える。

2 条例第10条第4項ただし書に規定する社会福祉施設に類する施設で規則で定めるものは、認証保育所とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（令和元年11月世田谷区規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号及び同条第3項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区子ども条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区子ども条例施行規則（平成25年3月世田谷区規則第46号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区子どもの権利条例施行規則第1条中「世田谷区子ども条例」を「世田谷区子どもの権利条例」に改める。

第3条中「第15条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第4条第1項中「第19条」を「第29条」に改める。

第5条の見出し中「もの」を「者」に改め、同条各号列記以外の部分中「第19条第4号」を「第29条第4号」に、「ものとして規則で定めるもの」を「者として規則で定める者」に改め、同条第2号中「もの」を「者」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、世田谷区児童相談所による措置を受けている者

第6条第1項各号列記以外の部分中「第20条第1項ただし書」を「第30条第1項ただし書」に改め、同項第6号中「虚偽」の次に「又は」を加え、「第20条第1項」を「第30条第1項」に改め、同条第2項中「第20条第1項ただし書」を「第30条第1項ただし書」に改める。

第8条第1項中「第17条」を「第27条第1項」に改める。

第11条第1項中「第21条第1項」を「第31条第1項」に、「条例第21条第2項」を「同条第2項」に改める。

第12条中「第21条第5項」を「第31条第5項」に改める。

第13条中「第21条第6項」を「第31条第6項」に、「第23条」を「第33条」に改める。

第14条中「第24条第2項」を「第35条第1項」に、「第20条第3項」を「第30条第3項」に改める。

第1号様式中「世田谷区子どもの人権擁護委員」を「世田谷区子どもの権利擁護委員」に、「世田谷区子ども条例第19条」を「世田谷区子どもの権利条例第29条」に改める。

第3号様式中「世田谷区子どもの人権擁護委員名」を「世田谷区子どもの権利擁護委員名」に、「世田谷区子ども条例第20条第1項ただし書」を「世田谷区子どもの権利条例第30条第1項ただし書」に改める。

第4号様式中「世田谷区子ども条例第20条第1項」を「世田谷区子どもの権利条例第30条第1項」に、「世田谷区子どもの人権擁護委員」を「世田谷区子どもの権利擁護委員」に改める。

第5号様式中「世田谷区子どもの人権擁護委員名」を「世田谷区子どもの権利擁護委員名」に、「世田谷区子ども条例第20条第1項」を「世田谷区子どもの権利条例第30条第1項」に改める。

第6号様式中「世田谷区子どもの人権擁護委員名」を「世田谷区子どもの権利擁護委員名」に、「世田谷区子ども条例施行規則」を「世田谷区子どもの権利条例施行規則」に改める。

第7号様式中「世田谷区子どもの人権擁護委員名」を「世田谷区子どもの権利擁護委員名」に改める。

第8号様式を次のように改める。

様式省略

第9号様式中「世田谷区子どもの人権擁

護委員名」を「世田谷区子どもの権利擁護委員名」に、「世田谷区子ども条例第21条第5項」を「世田谷区子どもの権利条例第31条第5項」に改める。

第10号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にされているこの規則による改正前の第4条第1項の規定によりされた申立ては、この規則による改正後の第4条第1項の規定によりされた申立てとみなす。

世田谷区子どもの権利委員会条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、世田谷区子どもの権利委員会条例（令和7年3月世田谷区条例第58号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。（委員の内訳）

第2条 条例第3条に規定する世田谷区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）の委員の内訳は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとりとする。

(1) 若者（区内に在住し、在学し、又は
在勤する者であって、満12歳に達する
日以後の最初の3月31日を経過した日
から30歳に達する日までの間にあるも
のをいう。） 4人以内

(2) 学識経験者 4人以内

(3) 区民 2人以内

（部会）

第3条 条例第8条第1項の部会を置いたときは、部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員長の指名する委員等（委員及び臨時委員をいう。以下同じ。）をもって充てる。

3 部会長は、部会を招集し、代表し、及び会務を総理し、並びに部会の調査及び評価検証の経過及び結果を権利委員会に報告する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長がその職務を代理する。

5 部会は、第2項に規定する委員等の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 部会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

7 部会は、原則として非公開とする。

（庶務）

第4条 権利委員会の庶務は、子ども・若者部子ども・若者支援課において行う。

（委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区子ども・若者・子育て会議 条例施行規則 （趣旨） 第1条 この規則は、世田谷区子ども・若者・子育て会議条例（令和7年3月世田谷区条例第59号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 （委員の内訳） 第2条 条例第3条に規定する世田谷区子ども・若者・子育て会議（以下「子ども・若者・子育て会議」という。）の委員（次条において「委員」という。）の内訳は、次に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （1）学識経験者 8人以内 （2）区民 18人以内 （3）区議会議員 4人 （4）関係行政機関の職員 5人以内 （部会） 第3条 条例第7条第1項の部会を置いたときは、部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。 2 部会長は、部会を招集し、部会を代表し、及び会務を総理し、並びに部会の調査審議の経過及び結果を子ども・若者・子育て会議に報告する。 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。 4 部会は、条例第7条第2項に規定する委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 5 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。 6 部会は、原則として非公開とする。 （庶務） 第4条 子ども・若者・子育て会議の庶務は、子ども・若者部子ども・若者支援課において処理する。 （委任） 第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。 附 則 （施行期日） 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 （世田谷区子ども・青少年協議会条例施行規則及び世田谷区子ども・子育て会議条例施行規則の廃止） 2 次に掲げる規則は、廃止する。 （1）世田谷区子ども・青少年協議会条例施行規則（昭和31年3月世田谷区規則第3号） （2）世田谷区子ども・子育て会議条例施行規則（平成26年9月世田谷区規則第77号） 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和2年3月世田谷区規則第55号）の一部を次のように改正する。 第8条第1号中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。 第15条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。 第26条に次の1項を加える。 2 条例第74条第6項に規定する保育所又は家庭的保育事業所等に類する施設で規則で定めるものは、認証保育所（児童福祉法第35条第4項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都が認証したものをいう。）とする。 附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成10年9月世田谷区規則第100号）の一部を次のように改正する。 第2条第1項中「第30条第1項」を「第32条第1項」に改め、同条第2項中「第30条第2項」を「第32条第2項」に改める。 第1号様式中「第30条第1項」を「第32条第1項」に改める。 第1号の2様式中「第30条第2項」を「第32条第2項」に改める。 附 則 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。	2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第1号の2様式の規定に基づき作成された様式の使用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。 世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区立公園条例施行規則（昭和33年10月世田谷区規則第9号）の一部を次のように改正する。 別表第1の2公園施設の設置等に係る使用料の部土地の款土地の項中「1,695円」を「1,859円」に、「61円」を「66円」に改め、同款二子玉川公園駐車場の項中「2,257円」を「2,324円」に改め、同款世田谷公園駐車場の項中「3,878円」を「4,782円」に改め、同款羽根木公園駐車場の項中「1,706円」を「1,859円」に改め、同部売店の款世田谷公園売店の項中「54,600円」を「60,400円」に改め、同款羽根木公園売店の項中「75,100円」を「82,800円」に改める。 別表第2電柱の項中「1,856円」を「1,933円」に改め、同表標識の項中「1,100円」を「1,145円」に改め、同表水道管、下水道管及びガス管の項中「165円」を「171円」に、「412円」を「429円」に、「825円」を「859円」に改め、同表電線の項中「137円」を「143円」に、「165円」を「171円」に、「412円」を「429円」に、「825円」を「859円」に改め、同表鉄塔の項及び変圧塔及びマンホールの類の項中「1,375円」を「1,432円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「550円」を「572円」に改め、同表公衆電話所の項中「1,375円」を「1,432円」に改め、同表地下の占用物件の項中「1,038円」を「1,245円」に、「412円」を「429円」に改め、同表高架の占用物件の項中「687円」を「716円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項中「1,184円」を「1,420円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「10,800円」を「11,280円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「1,912円」を「1,997円」に、「16,875円」を「17,625円」に改め、同表その他の占用の項中「45円」を「47円」に改める。 別表第3備考以外の部分を次のように改める。	
--	---	--

別表第3（第8条関係）
公園施設の使用料

種 別	単 位	使 用 料		摘 要
軟式野球場	1面（1時間以内）	平日	2,280円	
		土曜日、日曜日及び休日	2,680円	
庭球場	1面（1時間以内）	平日	1,540円	
		土曜日、日曜日及び休日	1,840円	
洋弓場	1人1回（1時間以内）	平日	大人	310円
			子ども（18歳以下）	100円
			障害者	100円
			高齢者（65歳以上）	100円
		土曜日、日曜日及び休日	大人	370円
			子ども（18歳以下）	120円

世 田 谷 区 公 報

			障害者	120円	
			高齢者（65歳以上）	120円	
水泳場	1 人 1 回（2 時間以内）	大人		440円	幼児の付添者は50円とし、障害者の介護者は無料とする。
		子ども（18歳以下（幼児を除く。））		110円	
		幼児		無料	
		障害者		110円	
		障害者（18歳以下に限る。）		無料	
		高齢者（65歳以上）		110円	
附帯設備（夜間照明）	1 面（1 時間以内）	軟式野球場		3,740円	
		庭球場		930円	
和室（10畳）	午前（1 回 3 時間）	平日		2,860円	
		土曜日、日曜日及び休日		3,400円	
	午後（1 回 4 時間）	平日		3,810円	
		土曜日、日曜日及び休日		4,490円	
	1 日（1 回 8 時間）	平日		7,620円	
		土曜日、日曜日及び休日		9,120円	
和室（8 畳）	午前（1 回 3 時間）	平日		2,450円	
		土曜日、日曜日及び休日		2,860円	
	午後（1 回 4 時間）	平日		3,260円	
		土曜日、日曜日及び休日		3,810円	
	1 日（1 回 8 時間）	平日		6,530円	
		土曜日、日曜日及び休日		7,760円	
和室（4.5畳）	午前（1 回 3 時間）	平日		1,630円	
		土曜日、日曜日及び休日		1,900円	
	午後（1 回 4 時間）	平日		2,170円	
		土曜日、日曜日及び休日		2,580円	
	1 日（8 時間）	平日		4,350円	
		土曜日、日曜日及び休日		5,170円	
茶室	午前（1 回 3 時間）	平日		2,720円	
		土曜日、日曜日及び休日		3,260円	
	午後（1 回 4 時間）	平日		3,540円	
		土曜日、日曜日及び休日		4,220円	
	1 日（1 回 8 時間）	平日		7,210円	
		土曜日、日曜日及び休日		8,580円	
駐車場	自動車 1 台	30分以内		200円	世田谷区立世田谷公園及び世田谷区立羽根木公園の駐車場に限る。
		20分以内		100円	
		午前 8 時30分から午後12時まで	30分以内200円（60分を超えたときは、超過15分につき100円）		世田谷区立二子玉川公園の駐車場に限る。
		午前 0 時から午前 8 時30分まで	60分以内	100円	
		5 時間以上（平日のみ）		2,000円	
附 則		用及び占有に係る使用料及び占有料については、なお従前の例による。		いては、なお従前の例による。	
				世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区立身近な広場条例施行規則（平成 7 年 3 月世田谷区規則第46号）の一部を次のように改正する。 別表第 1 の 1 の部世田谷区立桜丘農業広場の項を削る。	
1 この規則は、公布の日から施行する。		3 この規則による改正後の別表第 1 の 2 の規定（同表公園施設の設置等に係る使用料の部土地の款二子玉川公園駐車場の項及び世田谷公園駐車場の項の規定に限る。）及び別表第 3 の規定は、令和 7 年10 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料につ			
2 この規則による改正後の別表第 1 の 2 の規定（同表公園施設の設置等に係る使用料の部土地の款二子玉川公園駐車場の項及び世田谷公園駐車場の項の規定を除く。）及び別表第 2 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の使用及び占有に係る使用料及び占有料について適用し、同日前の使					

別表第2身近な広場施設の設置等に係る使用料の部土地の項中「1,695円」を「1,859円」に、「61円」を「66円」に改める。

別表第3電柱の項中「1,856円」を「1,933円」に改め、同表標識の項中「1,100円」を「1,145円」に改め、同表水道管、下水道管及びガス管の項中「165円」を「171円」に、「412円」を「429円」に、「825円」を「859円」に改め、同表電線の項中「137円」を「143円」に、「165円」を「171円」に、「412円」を「429円」に、「825円」を「859円」に改め、同表鉄塔の項及び変圧塔及びマンホールの類の項中「1,375円」を「1,432円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「550円」を「572円」に改め、同表公衆電話所の項中「1,375円」を「1,432円」に改め、同表地下の占用物件の項中「1,038円」を「1,245円」に、「412円」を「429円」に改め、同表高架の占用物件の項中「687円」を「716円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項中「1,184円」を「1,420円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「10,800円」を「11,280円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「1,912円」を「1,997円」に、「16,875円」を「17,625円」に改め、同表その他の占用の項中「45円」を「47円」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の1の部世田谷区立桜丘農業広場の項を削る改正規定は、令和7年3月31日から施行する。
- この規則による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和7年4月1日以後の使用及び占用に係る使用料及び占用料について適用し、同日前の使用及び占用に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

世田谷区立ミニＳＬ条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立ミニＳＬ条例施行規則（昭和57年3月世田谷区規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「前3月」を「3月前」に改める。

第7条中「使用料免除申請書」を「ミニＳＬ使用料免除申請書」に改める。

第1号様式を次のように改める。

様式省略

第2号様式中「中学生以上」を「大人」に、「¥100」を「¥110」に、「小学生」を「子ども（18歳以下（小学生未済を除く。）」に改める。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2号様式の改正規定及び附則第3項の規定は、令和7年10月1日から施行する。
- この規則による改正後の第1号様式、第3号様式及び第4号様式の規定は、令和7年10月1日以後にミニＳＬを利用しようとする者について適用し、同日前に

ミニＳＬを利用しようとする者については、なお従前の例による。

3 第2号様式の改正規定の施行の際、現にこの規則による改正前の第2号様式による用紙を用いて作成され、交付されている乗車券（世田谷区立ミニＳＬ条例施行規則第5条第1項に規定する乗車券をいう。以下同じ。）で有効期間が満了していないものは、当該乗車券の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の第2号様式による用紙を用いて作成され、交付された乗車券とみなす。

4 第1号様式及び第4号様式の改正規定の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第4号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区自転車条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区自転車条例施行規則（昭和59年3月世田谷区規則第13号）の一部を次のように改正する。

第22条の3の次に次の1条を加える。

（一の建物）

第22条の4 条例第28条第1項の一の建物として規則で定めるものは、次のとおりとする。

- 屋根、柱又は壁を共通にする建物
- 通路によって接続され、機能が一体となっている2以上の建物
- 同一敷地内にある用途上不可分な2以上の建物
- 一の建物（前3号に掲げるものを含む。）とその附属建物を合わせたもの

第23条中「から概ね50メートル」を「に到達するために歩行する距離がおおむね100メートル」に改める。

第23条の2を次のように改める。

（施設面積の算定）

第23条の2 条例第28条第2項に規定する施設面積（以下「施設面積」という。）は、条例別表第3に掲げる施設の用途ごとの床面積の合計とする。ただし、階段、エスカレーター、エレベーター、壁等により明確に区分された通路、トイレ、給湯室、利用者の用に供しない休憩室及び食堂、塔屋、屋上、倉庫、機械室、ボーリング場のレーン等の利用者の立入りを予定していない部分については、当該床面積に含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があると区長が認めたときは、施設面積は、次の各号に掲げる施設の用途の区分に応じ、当該各号に定める式により算定したものとすることができる。

- スーパーマーケット等 用途の総床面積に0.7を乗じて得たもの
- 金融機関 用途の総床面積に0.4を乗じて得たもの
- 前2号以外の用途に供する施設 用途の総床面積に0.8を乗じて得たもの

第23条の3各号列記以外の部分中「第33条第2項」を「第32条第2項」に、「設備」を「設備の技術基準」に改め、同条第2号

中「（効率的に駐車することができる装置を用いるものを除く。）」を削り、「を表示する」を「の表示又は駐車位置を明確に示すものの設置をする」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、ラック等自転車等を効率的に収容することができる装置（以下「特殊な装置」という。）を用いる自転車等駐車場で区長が適当と認めたものについては、この限りでない。

第23条の3第3号を次のように改める。

(3) 前号の自転車等駐車場の1台当たりの駐車部分は、幅0.5メートル、奥行2メートルを標準とし、1平方メートル以上の面積を確保すること。ただし、特殊な装置を用いる自転車等駐車場で区長が適当と認めたものについては、この限りでない。

第23条の3に次の4号を加える。

(4) 自転車等駐車場を1階以外の階に設置する場合の傾斜路、斜路付階段又は昇降機は、自転車等が安全かつ円滑に移動できるよう配慮された構造とすること。

(5) 幼児同乗用自転車の利用が見込まれる場合は、幼児同乗用自転車が駐車しやすい構造とし、利用者の利便に配慮すること。

(6) 自転車等駐車場内に産業標準化法（昭和24年法律第185号）に規定する日本産業規格Z8210の自転車の図記号又はこれに準じたものを記載した標識を設置すること。

(7) 自転車等駐車場の位置及び当該自転車等駐車場への経路を示す表示板を施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置すること。

第24条第1項中「第34条第1項」を「第33条第1項」に、「大規模店舗等自転車等駐車場設置（変更）届出書」を「商業施設等自転車等駐車場設置（変更）届出書」に改め、同条第2項第5号中「自転車等駐車場構造図」の次に「（特殊な装置を用いる場合に限る。）」を加え、同条第3項中「第34条第2項」を「第33条第2項」に、「大規模店舗等自転車等駐車場設置（変更）工事完了届」を「商業施設等自転車等駐車場設置工事完了届出書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（適用除外施設）

第24条の2 条例第34条の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- 自動車又は自動二輪車の販売を主たる目的とする小売施設
- ガソリンスタンドその他これに類する施設
- 駅構内の改札口内側に設置された商業施設
- 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第13号又は高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条第2号に規定する施設
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号に規定する営業を行うための施設

第10号様式及び第10号の2様式を次のように改める。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区自転車条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、施行日以後に世田谷区自転車条例の一部を改正する条例（令和 7 年 3 月世田谷区条例第73号。以下「改正条例」という。）附則第 2 項に規定する工事に着手した者について適用し、施行日前に当該工事に着手した者については、なお従前の例による。

3 改正後の規則の規定は、改正条例附則第 3 項に規定する工事に着手した者については、当該工事に限り、適用しない。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の第10号様式及び第10号の2様式の規定に基づき作成された様式用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第 4 号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

職員の旅費支給規程（昭和48年 7 月世田谷区訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 5 日

世田谷区長 保 坂 展 人

第 4 条第 1 号本文中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同号ただし書中「車賃又は宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費又は包括宿泊費」に改め、同条第 2 号中「転居料の額の 3 分の 1 に相当する額」を「転居費の額」に改め、同条第 3 号中「渡航手数料」を「渡航雑費」に改める。

第 8 条中「第15条第 4 号」を「第15条第 3 号」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条第 1 項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、「並びに鉄道50キロメートル以上の場合には、普通急行料金の額の範囲内の実費額、鉄道100キロメートル以上の場合には特別急行料金の額の範囲内の実費額」を削り、同条第 2 項中「別表第 2 の(1)に規定する日当、宿泊料又は食卓料の10分の 8」を「第 6 条第 6 項及び第 7 項に規定する宿泊手当に相当する額並びに同条第 8 項に規定する宿泊費又は同条第 9 項に規定する包括宿泊費」に改める。

別表第 3 を削る。

第 4 号様式から第 6 号様式までを次のように改める。

様式省略

附 則

1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施

行する。

2 この訓令による改正後の職員の旅費支給規程の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

◎世田谷区訓令甲第 5 号

庁 中 一 般
河 口 湖 林 間 学 園

職員の寒冷地手当に関する規程（昭和50年10月世田谷区訓令甲第35号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 5 日

世田谷区長 保 坂 展 人

別表山梨県南都留郡富士河口湖町の項中「17,800円」を「19,800円」に、「10,200円」を「11,400円」に、「7,360円」を「8,200円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令による改正後の別表（以下「改正後の別表」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
（寒冷地手当の内払）

3 改正後の別表の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の別表の規定に基づいて支給された寒冷地手当は、改正後の別表の規定による寒冷地手当の内払とみなす。